

平成27年第1回東大和市議会定例会会議録第1号

平成27年2月24日（火曜日）

出席議員（22名）

1番	森田真一君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	和地仁美君	8番	関野杜成君
9番	中村庄一郎君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関田貢君
15番	森田憲二君	16番	尾崎信夫君
17番	東口正美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	佐竹康彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	吉川和宏君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（28名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
市民部長	関田守男君	子ども生活部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	福祉部参事	広沢光政君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	小俣学君
秘書広報課長	鈴木尚君	財政課長	川口莊一君
総務管財課長	東栄一君	文書課長	下村和郎君

総務部副参事 伊野宮 崇 君
総務部副参事 廣瀬 裕 君
課税課長 矢吹 勇一 君
子ども生活部
副参事 井上 誠二 君
下水道課長 佐伯 芳幸 君

職員課長 原島 真二 君
保険年金課長 嶋田 淳 君
保育課長 宮鍋 和志 君
都市計画課長 神山 尚 君
区画整理課長 當摩 弘 君

議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 市長施政方針表明

第 4 諸報告

(1) 市長報告

(2) 議長報告

第 5 第 1 号議案 平成 27 年度東大和市一般会計予算

第 6 第 2 号議案 平成 27 年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算

第 7 第 3 号議案 平成 27 年度東大和市下水道事業特別会計予算

第 8 第 4 号議案 平成 27 年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算

第 9 第 5 号議案 平成 27 年度東大和市介護保険事業特別会計予算

第 10 第 6 号議案 平成 27 年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算

第 11 第 1 号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について

第 12 第 1 号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

第 13 第 2 号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

第 14 第 7 号議案 東大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

第 15 第 8 号議案 東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例

第 16 第 9 号議案 東大和市行政手続条例の一部を改正する条例

第 17 第 10 号議案 東大和市情報公開条例の一部を改正する条例

第 18 第 11 号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第 19 第 12 号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第 20 第 13 号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 21 第 14 号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例

第 22 第 15 号議案 東大和市地域福祉審議会条例の一部を改正する条例

第 23 第 16 号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例

第 24 第 17 号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

第 25 第 18 号議案 東大和市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

第 26 第 19 号議案 東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の

一部を改正する条例

- 第27 第20号議案 東大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第28 第21号議案 東大和市街づくり条例の一部を改正する条例
- 第29 第22号議案 東大和市立保育園設置条例の一部を改正する条例
- 第30 第23号議案 東大和市保育の実施に関する条例を廃止する条例
- 第31 第30号議案 市道路線の廃止について
- 第32 第31号議案 市道路線の廃止について
- 第33 第32号議案 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第34 第33号議案 東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第35 第34号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について
- 第36 第24号議案 平成26年度東大和市一般会計補正予算（第6号）
- 第37 第25号議案 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第38 第26号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第39 第27号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）
- 第40 第28号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第41 第29号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 第42 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第42まで

午前 9時30分 開会・開議

○議長（尾崎信夫君） ただいまから、平成27年第1回東大和市議会定例会を開会いたします。

○議長（尾崎信夫君） 直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（尾崎信夫君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、森田憲二議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 森田憲二君 登壇〕

○15番（森田憲二君） おはようございます。

去る2月18日、議会運営委員会が開催されましたので、その内容を御報告を申し上げます。

まず本定例会の会期であります。本日2月24日より3月18日までの23日間といたします。

会議録署名議員は、7番 和地仁美議員、14番 関田貢議員の両名であります。

第1回定例会につきましては、例年、議案審議のため2日間、本会議を設定しておりますので、今定例会につきましても、本日2月24日と明日25日を設定しております。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長施政方針表明、市長、議長の諸報告を順次行います。続いて、第1号議案から第6号議案までの6議案を一括上程の後、議長発議により予算特別委員会を設置し、これを付託いたします。議事運営上休憩をし、休憩中に土地開発公社評議員会を開催いたします。再開後、第1号報告、第1号、第2号諮問、第7号議案から第23号議案、第30号議案から第34号議案、第24号議案から第29号議案を順次審議した後、会期中審査分の陳情の付託を行います。

以上本日終了したら、明日は休会となります。

26日は施政方針に対する代表質問を、27、3月2日から5日までは一般質問となります。

なお、一般質問の予備日として6日午前中を予定しております。

2月28日、3月1日、7日、8日、14日、15日、17日は休会となります。

常任委員会、議会運営委員会の日程について申し上げます。

26日、議会運営委員会を午前9時半から、3月6日、総務委員会を午後1時半から、9日、厚生文教委員会を午前9時半から、10日、建設環境委員会を午前9時半から開催いたします。13日、予算特別委員会終了後、議会運営委員会を開催いたします。11日から13日及び16日の4日間は、予算特別委員会を開催いたします。なお、予算特別委員会理事会を3日、午後1時より並びに11日、予算特別委員会の開会前に開催いたします。18日、最終日は、追加議案審議、常任委員会審査報告、予算特別委員会審査報告、議員提出議案審議のち閉会となります。

備考欄をごらんいただきたいと思います。

代表質問通告締め切りは、あす正午までであります。

2日、政策調整会議を午後1時より開催いたします。

第7、8号議案は、厚生文教委員会に、第30、31号議案は建設環境委員会に審査をそれぞれ付託いたします。

議員提出議案の受け付け締め切りは10日正午までであります。

案件の内訳ですが、報告案件1件、諮問案件2件、議決案件34件、計37件となっております。

また、今定例会の一般質問通告者は17名であります。

2月19日正午までに受理した陳情は4件であります。

議事進行上、議会運営委員会申し合わせ事項にあります午後4時半以降、新たに指名せずとありますが、新たに指名し、時間延長につきましては、5時以降、若干延長すれば、その方の質問が終わるというような場合には、今定例会に限り、議会運営委員会を開催せず、議長発議により時間延長をいたします。また、休憩時間をおおむね1時間ごとにとるようにいたします。また、6日午前中、一般質問予備日ではありますが、開催の場合でも議会運営委員会を開催することなく、引き続き一般質問を行うこととします。一般質問が5日で終了した場合でも、6日の総務委員会は午後1時半から開催といたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

[議会運営委員会委員長 森田憲二君 降壇]

○議長(尾崎信夫君) 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(尾崎信夫君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

7番 和地仁美議員

14番 関田貢議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(尾崎信夫君) 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月24日から3月18日までの23日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(尾崎信夫君) 御異議ないものと認め、さよう決めます。

日程第3 市長施政方針表明

○議長(尾崎信夫君) 日程第3 市長施政方針表明を行います。

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 皆様、おはようございます。

平成27年第1回市議会定例会の開会に当たりまして、市政に対する所信を申し述べ、市議会並びに市民の皆様への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私が市長に就任して、間もなく4年の任期が終了いたします。市長就任以来、東大和市の将来を見据え、防災対策の強化、観光事業の推進、健康増進、子育て支援、教育環境の整備等の施策に取り組んでまいりました。また、将来の新たな財政負担に備え、基金の積み立て等により財政基盤の強化を図るなど、財政の健全化にも取り組んでまいりました。

平成27年度は、この4年間の実績を踏まえまして、東大和市のさらなる発展を目指し、さまざまな課題の解決に向けて積極的に取り組んでまいります。

さて、日本経済は一部の企業の収益や雇用、所得環境に改善が見え始め、景気は緩やかな回復基調が続いております。一方で、平成26年4月に実施された消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動減等により、個人消費には依然として弱さが見られているところであり、安定した市民生活の実現に向けた対策が必要であると痛感しております。

国の新年度の予算案につきましては、経済の好循環のさらなる拡大を実現し、地方創生、社会保障の充実、財政健全化などを推進する内容とされており、地方行政や市民生活への好影響を期待するところであります。

市財政におきましては、財政の健全性が高まってきているものの、今後予定している本庁舎等の耐震補強工事や新学校給食センターの建設などは、建設費用の高騰のため、より多額の経費が見込まれております。また、少子高齢化に伴い社会保障に関する経費は年々増加しており、さらに子育て支援の一層の充実等を図っていく必要があることから、今後も厳しい財政運営は続いていくものと考えております。

このような状況を踏まえ、平成27年度の市政運営につきましては、第四次基本計画に体系づけられた施策の実現に向けて着実に事業を実施することを基本に、基本構想の目指す「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」の実現のため、市民の皆様と行政の協働による行政運営の推進に努めてまいります。

それでは、初めに、私が考えております平成27年度の重要施策につきまして、7点申し上げます。

第1に、子育て支援施策の充実についてであります。

平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度が開始されます。これを受け、平成27年3月に策定します子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育て支援施策の推進に努めてまいります。

まず、保育園の待機児童対策につきましては、テマリ保育園の新園舎開設や現園舎を利用した分園の設置及び紫水保育園や谷里保育園の増築による定員の拡大を図ってまいります。また、保育士不足の解消につきましては、人材派遣に要する費用の一部を補助する制度を構築し、保育士を確保しやすい環境を整備してまいります。

子育て世帯の就労支援につきましては、延長保育を実施します保育園を現在の13園から15園に拡大するとともに、病児・病後児保育につきましても、受け入れ人数の拡大を図ってまいります。

幼児教育の充実につきましては、私立幼稚園等の園児の保護者に対する補助金を月額2,100円から月額3,600円に増額し、保護者の負担を軽減してまいります。

学童保育の充実につきましては、平成27年4月から学童保育所の入所対象児童が小学校に就学している児童に拡大されますことから、平成26年7月に国が策定しました放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室との連携を図り、教育施設を活用しました子供の居場所づくりの充実を図ってまいります。さらに、子供を望む御夫婦が協力し合って不妊治療に取り組めるよう、特定不妊治療に係る医療費助成の対象を男性不妊にも拡大し、不妊に悩む御夫婦の精神的、経済的な負担の軽減を図ってまいります。

第2に、教育内容等の充実についてであります。

教育委員会の基本方針及び学校教育振興基本計画に基づき、さらなる教育改革に取り組むとともに、児童・生徒の学力や体力の向上、豊かな心の育成を効果的に行うため、9年間の教育活動を系統的に、継続的に行う小中一貫教育の引き続き推進してまいります。

学力の向上につきましては、小学校全校に担任の授業を支援する学習支援員を配置してまいります。中学校

におきましては、放課後等の補習教室を全校で実施してまいります。また、小中学校を対象としまして、学力向上協力校を指定し、担任と協力して授業を行うティームティーチャーを配置してまいります。

児童・生徒の健全育成につきましては、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの生活指導上の課題に対応するため、学校と家庭、関係機関等をつなぎ、児童・生徒を支援するスクールソーシャルワーカーを配置してまいります。

特別支援教育の充実につきましては、平成26年12月に策定いたしました特別支援教育推進計画に基づき、特別支援教育推進体制の整備に努めてまいります。また、平成28年4月の開設に向けて第三中学校に通級指導学級の整備を行ってまいります。

学校施設の整備につきましては、小学校4校、中学校2校の校舎の外壁改修工事を行ってまいります。また、新たに校舎内部の壁、天井等の非構造部材の耐震化に向けて調査を行ってまいります。

教育環境の整備につきましては、校務用パソコンのネットワークシステムを整備し、校務の効率化を図り、教員が児童・生徒と向き合える時間を確保するとともに、情報セキュリティ対策の強化を図ってまいります。

第3に、(仮称)総合福祉センターの整備についてであります。

(仮称)総合福祉センターにつきましては、事業実施者と調整を図り、平成28年4月の開設に向け、施設整備及び施設運営の準備を進めてまいります。

第4に、新学校給食センターの建設についてであります。

既存施設が抱える設備の老朽化や衛生管理、アレルギー対応、個々食器の導入などの諸課題に対応するため、学校給食基本計画に基づき、平成29年4月の開設に向け、建設工事を行ってまいります。

第5に、廃棄物の減量についてであります。

平成26年度には、家庭廃棄物の有料化及び戸別収集を導入し、可燃ごみを初めとする廃棄物の減量に効果が得られております。引き続き、市民の皆様や事業者の皆様の御理解と御協力をいただき、廃棄物の発生、排出抑制等の減量に取り組んでまいります。

第6に、健康づくり施策の充実についてであります。

生涯にわたって健康で生き生きと豊かな人生を送ることができるよう、総合的な健康づくりの指針として、平成27年3月に策定します健康増進計画に基づき、健康寿命の延伸等を目指した施策を推進してまいります。

まず、安心して子育てができ、元気に暮らせるまちを目指して、東大和市歯科医師会との連携を図り、祝日等歯科応急診療事業を開始してまいります。また、東大和病院及び東大和市医師会の御協力をいただき、平日準夜帯における小児初期救急診療を段階的に実施していただくことになっております。健康都市宣言につきましては、健康増進計画の内容を踏まえながら検討してまいります。

第7に、公園の整備についてであります。

設置から30年以上が経過する公園が増加する中、遊具等の更新を行うに当たり、市民の皆様から御意見をいただきながら、地域の憩いの場として親しみがわく特色ある公園整備の方針を定めてまいります。

次に、平成27年度に取り組む主な施策について、第四次基本計画の施策の体系に沿って申し上げます。

初めに、「豊かな人間性と文化をはぐくむまちづくり」について申し上げます。

最初に、学校教育の充実について申し上げます。

重要施策で御説明いたしました教育内容等の充実に関する施策を実施いたしますほか、児童・生徒の体力の向上につきましては、市長会の助成金を活用し、東大和市子どもの体力向上推進事業に取り組んでまいります。

また、既存の学校施設の整備につきましては、体育館床改修やトイレの床シート改修等を実施してまいります。

新学校給食センターの建設につきましては、重要施策で御説明いたしましたとおり、平成29年4月の開設に向け、建設工事を行ってまいります。

次に、生涯学習の充実について申し上げます。

現行の第二次生涯学習推進計画につきましては、計画期間が平成28年度までとなっておりますことから、第三次生涯学習推進計画の策定に着手してまいります。

公民館事業につきましては、各種講座、市民大学のほか、市長会の助成金を活用し、東大和市の魅力を再発見し、発信していく（仮称）ここがふるさと・東大和の魅力発見・発信し隊事業に取り組んでまいります。

図書館事業につきましては、平成27年度中に立川市との図書館相互利用が開始できるよう、準備を進めてまいります。引き続き、多くの皆様に利用していただけるよう、利便性の向上を図ってまいります。

郷土博物館事業につきましては、平成26年3月にリニューアルをしたプラネタリウムを最大限に活用した魅力ある事業を展開してまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

青少年がトラブルに巻き込まれ、被害者にも加害者にもなるような事件が後を絶たないことから、家庭、学校、地域及び関係機関等との連携や協力を図りながら、青少年が健やかに育つ環境づくりに努めてまいります。

また、放課後子ども教室につきましては、重要施策で御説明いたしましたとおり、平成26年7月に国が策定しました放課後子ども総合プランに基づき、学童保育事業との連携を図り、子どもの居場所づくりの充実を図ってまいります。

次に、市民文化の振興について申し上げます。

市民会館の管理運営につきましては、引き続き指定管理者と連携を図り、市民の芸術文化活動の振興が図られるよう努めてまいります。また、文化施設の整備としまして、（仮称）東大和郷土美術園の整備に向けて、引き続き吉岡堅二画伯の作品等の整理、収集に努めてまいります。

文化財の保存といたしましては、引き続き「里正日誌」の読みくだし、編集を行い、貴重な郷土資料として刊行してまいります。また、戦後70年の節目を迎える中、貴重な戦災建造物であります旧日立航空機株式会社変電所の保存のあり方につきましても検討してまいります。

次に、スポーツ・レクリエーションの推進について申し上げます。

体育施設等につきましては、平成27年4月から新たな指定管理者になることで、夜間開館の拡大や、休場日の短縮が図られます。施設の有効利用を図ることで、市民の皆様のスポーツ・レクリエーションの振興に努めてまいります。

続きまして、「健康であたたかい心のかよいあうまちづくり」について申し上げます。

初めに、保健・医療の充実について申し上げます。

平成27年3月に策定します健康増進計画に基づき、健康寿命の延伸等を目指した施策を進めてまいります。

重要施策で御説明いたしました健康づくりに関する施策を実施いたしますほか、平成26年度から作成しております健康づくりカレンダーにつきましては、引き続き周知や活用に努め、健康づくりへの意識の啓発と保健センターにおける各種事業の利用の向上を図ってまいります。

また、がん対策としまして、多摩地域では他市に先駆けて実施しております40歳から74歳までの市民を対象とした胃がんリスク検査の受診要件を緩和し、胃がんの早期発見、予防に努めてまいります。

予防事業につきましては、国の動向等の情報収集に努め、東京都などの関係機関との連携を図り、定期接種の円滑な実施に向けて、引き続き取り組んでまいります。

新型インフルエンザ等への対策につきましては、平成27年3月に策定します新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、危機管理施策に取り組んでまいります。

次に、高齢者保健福祉の推進について申し上げます。

高齢者一人一人が健康で自立した豊かな生活を送ることができよう、平成27年度から3カ年にわたる高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づき、高齢者福祉施策と介護保険施策を総合的に推進してまいります。具体的には、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができることを目指し、市内で3カ所目となる高齢者見守りぼっくす なんがいを開設いたします。また、介護予防施策としましては、東大和市元気ゆうゆう体操の普及や介護予防リーダーの地域活動の支援などに取り組んでまいります。

介護保険制度に関しましては、平成27年度から大きく変わりますが、引き続き事業の円滑な実施に努めるとともに、医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

次に、障害者福祉の推進について申し上げます。

平成27年度から3カ年にわたる第3次障害者計画・第4期障害福祉計画に基づき、障害者福祉施策を推進してまいります。具体的には、障害者が地域で自立した生活を送るために必要な場としまして、市内の知的障害者グループホームの提供体制の確保を図ってまいります。また、特別支援学校の卒業生が今後さらにふえることが見込まれることから、日中活動の場として、生活介護や就労継続支援などの提供体制の充実に努めてまいります。

次に、児童福祉の推進について申し上げます。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が開始されますことから、平成27年3月に策定します子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育て支援施策の推進に努めてまいります。重要施策で御説明いたしました保育体制の充実や学童保育の充実に向けた施策を実施いたしますほか、引き続き公共施設等を利用し、乳幼児を連れた保護者が安心して外出を楽しめるよう、おむつがえや授乳などが行えるスペース、赤ちゃん・ふらっとの整備を推進してまいります。

次に、社会保障の充実について申し上げます。

国民健康保険事業についてであります。国民健康保険は市民の健康、生命を守り、生活を支える重要な役割を果たしております。しかしながら、国民健康保険は独自財源のみでの運営が難しく、不足する財源を一般会計に依存する厳しい財政運営を行っております。平成27年度は、第4次行政改革大綱に基づく国民健康保険税の見直しの年に当たりますことから、低所得者や子育て世帯に配慮しました見直しの議論を進めてまいります。また、特定健康診査の近隣市との相互乗り入れを新たに開始し、被保険者の利便性及び受診率の向上を図るとともに、レセプトデータを活用しました保健事業を引き続き実施し、被保険者の健康の保持、増進を図り、医療費の適正化及び歳出削減に努めてまいります。

今後も国民健康保険の広域化に向けた議論の動向を注視し、関係区市町村との連携を図り、国並びに東京都に制度改善等の要請を行うとともに、誰もが安心して医療が受けられる国民皆保険制度の根幹を担う国民健康保険事業の安定的な運営に取り組んでまいります。

後期高齢者医療事業についてであります。東京都後期高齢者医療広域連合は、平成26年度と同様の特別対

策等により、後期高齢者医療保険料の抑制を図るとしております。一方、国は現行の後期高齢者医療制度を基本としながら、必要に応じて制度の見直しに向けた検討を行うとしております。今後の動向を見据えるとともに、高齢者が安心して医療を受けられるよう、引き続き東京都後期高齢者医療広域連合及び関係区市町村との連携を図り、円滑な事業の運営に努めてまいります。

生活困窮者の支援につきましては、生活保護の受給に至る前の自立支援を行うため、平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行されます。これに伴い、平成26年度に実施しましたモデル事業を踏まえまして、生活困窮者自立支援事業の円滑な運営を図ってまいります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

平成27年度から6カ年にわたる第五次地域福祉計画に基づき、計画の理念であります「人と地域がつながり支え合う安心安全あたたかいまち」を目指し、地域における支え合いの福祉を推進してまいります。また、(仮称)総合福祉センターにつきましては、重要施策で御説明いたしましたとおり、引き続き事業実施者と調整を図り、平成28年4月の開設に向けて準備を進めてまいります。

続きまして、「暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり」について申し上げます。

初めに、勤労者福祉の向上について申し上げます。

雇用情勢は完全失業者がここ数年減少しており、新卒者の内定率も平成25年度に比べ改善されております。しかしながら、正規雇用につきましては、いまだ厳しい状況にありますことから、雇用の創出に向けて、就職を希望する市民に就業の機会を提供できるよう、東京しごと財団との共催による就活セミナーの開催、公共職業安定所等関係機関との連携による就職情報室の円滑な運営や就職面接会等の開催を行い、就業の安定に努めてまいります。

次に、消費生活の充実について申し上げます。

消費者保護の充実を図るため、消費生活相談の日数を週3日から週4日と拡充いたします。今後も国や東京都、関係団体と連携し、悪質商法の未然防止を図るとともに、自立した賢い消費者の育成に取り組んでまいります。

次に、都市農業の振興について申し上げます。

農業及び農地につきましては、新鮮で安全、安心な農産物の供給に加え、学習、体験の場の提供、防災空間や自然環境保全機能など、多面的な役割を果たしております。農業者が農産物の品質及び生産量を向上させるための事業に対し、引き続き支援を行ってまいります。また、効率的かつ安定的な農業経営が確立できるよう、認定農業者の経営改善計画の実現に向けた認定農業者支援事業を継続するとともに、認定農業者数の拡大に努めてまいります。さらに、地域で生産された農産物の地産地消を進めるため、農産物直売所マップを更新しまして、市民の皆様に直売所のPRをしてまいります。

次に、工業の振興について申し上げます。

工業につきましては、中小企業の経営の安定化に資するため、運転資金や設備資金等の融資をあっせんする小口事業資金融資あっせん制度等を引き続き実施してまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

商業につきましては、市民の皆様の消費生活を支える商店街等の活性化を図るため、商工会が実施します市内商業販売促進事業や商店会が自主的に取り組むイベント事業に対する支援を行うとともに、商店街等が設置する装飾灯に対する改修補助等を実施してまいります。また、引き続き住宅・店舗リフォーム事業や住宅増改

築等あつせん事業を通じ、市内建設業の活性化を図ってまいります。さらに、平成26年10月に国から認定された創業支援計画に基づき、創業支援事業を実施し、市内で新たな創業者を生み出し、産業の活性化を図ってまいります。

次に、観光事業の推進について申し上げます。

第4回目となるうまかんべえ〜祭を実施し、地元食材のPRとともに、御当地グルメの創出と地域ブランドの確立を目指してまいります。また、観光キャラクター「うまべえ」をゆるキャラグランプリ2015に参加登録し、東大和市の特色や魅力を内外に発信してまいります。さらに、狭山丘陵や多摩湖を中心とした東大和市の魅力をPRする観光ボランティアガイドと連携した取り組みを実施するとともに、平成26年度に改定しました観光マップの活用を図り、地域の活性化につなげてまいります。

続きまして、「環境にやさしく安全で快適なまちづくり」について申し上げます。

初めに、市街地の整備について申し上げます。

東大和市の都市計画の基本的な方針であります都市マスタープランで掲げた方針の実現に向け、協働のまちづくりに取り組んでまいります。立野一丁目土地区画整理事業につきましては、移転補償等の進捗を図り、換地処分の手続に着手できるよう努めてまいります。また、下水道の整備につきましては、下水道総合計画に基づき、施設の適切な維持管理を行うとともに、避難所等と接続する管渠の耐震化により、地震に備えた都市づくりを進めてまいります。さらに、下水道未整備区域の整備や公共下水道への接続促進等により、環境負荷の軽減を図ってまいります。

次に、良好な住宅環境の形成について申し上げます。

建築物の耐震改修の促進につきましては、耐震改修促進計画に基づき、建築物等の所有者の主体的な取り組みを促し、地震に備えた都市づくりを進めてまいります。また、引き続き昭和56年5月以前に建築された木造戸建て住宅及び特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に対する助成に取り組んでまいります。

次に、道路・交通の整備について申し上げます。

都市計画道路3・5・20号東大和市武蔵村山線につきましては、市道第11号線から旧芋窪街道までの間の整備工事を施工するとともに、残る区間の用地買収と整備に向けた調整を進めてまいります。また、幹線道路や生活道路につきましては、市道第6号線富士見通りの道路改良を初め、舗装補修や歩道のバリアフリー化を行うなど適切な維持管理に努めてまいります。

さらに、重要な社会基盤とも位置づけられるコミュニティバスにつきましては、多摩都市モノレールや民間バス路線とともに形成する公共交通網を将来にわたって維持するため、利用促進に取り組んでまいります。

交通安全対策につきましては、通行車両や自転車、歩行者に対し、関係機関と連携して規制や注意喚起の措置を実施するとともに、マナーの向上を図り事故防止に努めてまいります。自転車等の駐車対策につきましては、自転車等の駐車対策に関する総合計画に基づく取り組みにより、安全で快適な自転車等駐車環境づくりを進めてまいります。

次に、緑の保全・創出について申し上げます。

重要施策で御説明いたしました公園整備に関する施策のほか、狭山丘陵につきましては、将来にわたって保全し、次世代に引き継ぐことを目標に、東京都などと連携を図りながら公有地化を進めるとともに、関係団体の協力を得ながら、適切な維持管理に努めてまいります。また、緑と水などの自然環境と都市環境が融合したまちづくりについても研究してまいります。

次に、防災・防犯体制の推進について申し上げます。

防災体制の強化としましては、地域防災計画を実効性のあるものとするため、より実践に即した総合防災訓練の実施に努めてまいります。また、東日本大震災を風化させないために、防災フェスタも引き続き実施してまいります。地域防災力の向上のため、防災モデル地区事業としまして、図上訓練の実施を継続するとともに、自主防災組織の育成、支援にも努めてまいります。

災害時要配慮者対策につきましては、引き続き地域防災計画に基づき関係機関との連携を図ってまいります。また、地域による避難行動要支援者の避難支援体制づくりの拡充を図るため、引き続き避難支援体制づくりのガイドラインを自治会等に周知し、啓発に努めてまいります。さらに、災害対策用マンホールトイレの設置や避難所用間仕切り等の災害対策用備蓄品の充実を図るほか、消防団の装備品として、新たにエンジンカッター及び油圧ジャッキを配備してまいります。

市役所本庁舎及び現業棟につきましては、災害時の防災拠点としての機能を強化するため、耐震補強等工事を実施してまいります。局地的集中豪雨による内水被害に対しましては、雨水排水施設の適切な維持管理に努めるとともに、浸透施設の整備により溢水被害の軽減に努めてまいります。

防犯対策としましては、市民が安全で安心して暮らすことができるまちを目指し、青色防犯パトロール事業、安全安心情報送信事業、地域の防犯ボランティア団体に対する防犯用品支給事業を引き続き実施してまいります。また、市民の安全のための指針に基づき、関係機関を含め全庁的な取り組みの推進にも努めてまいります。さらに、小学校の安全対策として、登下校中の児童の安全を確保するため、小学校5校の通学路に防犯カメラを設置してまいります。

東京都により整備が進められています空堀川につきましては、管理用通路を遊歩道として利用できるよう、LED式の街路灯を設置してまいります。

次に、廃棄物の減量とリサイクルの推進について申し上げます。

重要施策で御説明いたしました廃棄物の減量に関する施策のほか、ごみ排出カレンダー等の戸別配布を初め、循環型社会を構築していくための啓発活動の推進を図ってまいります。また、市民、事業者及び行政が協働で取り組む廃棄物の減量と発生抑制を目指し、引き続きその適正処理に努めてまいります。

次に、環境の保全について申し上げます。

低炭素社会の実現に向け、環境市民の集いを初め、地球温暖化対策に対する啓発に努めるとともに、職員も率先してエコアクションに取り組んでまいります。また、市で管理しています全ての街路灯のLED化を行い、環境負荷の低減と電気料の節減に努めてまいります。

現行の環境基本計画につきましては、計画期間が平成28年度までとなっておりますことから、第2次環境基本計画の策定に着手してまいります。さらに、福島第一原子力発電所の事故を原因として発生しました放射性物質による環境問題に対応するため、公共施設の空間放射線量の測定及び食材等の放射性物質の測定を引き続き実施してまいります。

続きまして、「相互の理解と協力で支えられるまちづくり」について申し上げます。

初めに、人権尊重・男女共同参画社会の確立について申し上げます。

配偶者等からの暴力被害に遭われた方の人権を守るため、民間の緊急一時保護施設に対しまして、引き続き運営費の一部補助を行ってまいります。また、平成32年度までの計画期間となっております第二次男女共同参画推進計画につきましては、平成27年度が中間年度となっておりますことから、見直し及び改訂を行ってまい

ります。

次に、「情報通信技術を活用した豊かな社会の実現」について申し上げます。

平成27年10月から始まる社会保障・税番号制度の導入準備のため、関係システムの改修等を進めてまいります。また、個人番号カードの普及促進とあわせて行政サービスの向上を図るため、個人番号カードを利用し、住民票の写し等の各種証明書をコンビニエンスストアで取得できるよう、準備を進めてまいります。さらに、インターネットによる公共施設の予約システムを導入し、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

次に、「共に支えあう地域社会の確立」について申し上げます。

市民の皆様のを活かした地域づくりの推進につきましては、平成27年2月に策定しました東大和市職員の協働の推進に関する指針に基づき、引き続き市民の皆様との連携、協働に努めてまいります。また、団塊の世代を中心としました豊富な知識や経験を有する方々との協働についても研究してまいります。

次に、「地域を越えたパートナーシップの確立」について申し上げます。

平和事業につきましては、平成27年度は戦後70年の節目に当たりますことから、平和市民のつどいの内容を充実するほか、戦争体験等、映像記録の制作を行ってまいります。また、市長会の助成金を活用し、東村山市と連携して広島市で行われる平和記念式典等への中学生の派遣を予定しております。今後も恒久平和の実現に向け、戦争の悲惨さや平和の大切さを伝えてまいります。

広域行政の推進につきましては、友好都市である喜多方市との関係をさらに推進するため、友好都市協定に基づきまして、教育、文化、産業、スポーツなど幅広い分野における交流を通じて、互いの理解と連携を深め、両市のさらなる発展を図ってまいります。

続きまして、「適正な行財政運営の実現」について申し上げます。

初めに、「効率的でスリムな行財政運営の実現」について申し上げます。

市では、厳しい財政状況の中、さまざまな行政課題に対応するとともに、将来に負担を残さない健全な財政運営を行うため、行政改革大綱及びその推進計画を策定し、行政改革に努めてまいりました。こうした中、平成27年度は第4次行政改革大綱及び推進計画に基づく取り組みの4年度目となります。行政改革推進の基本目標である市民サービスの更なる充実、市民と行政の協働による市政、財政健全化の推進の実現を目指し、計画の進行管理を行い、引き続き効率的、効果的な行財政運営に努めてまいります。

市の行政運営の根幹となります歳入の確保であります。市税等の収納を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いていると考えております。このような状況の中、平成27年度は納税者の利便性向上を図るため、窓口における口座振替手続の簡素化に取り組んでまいります。また、滞納市税への対策としまして、現年課税分の早期対応を徹底し、財産調査を目的とした搜索やタイヤロックなどの差し押さえを引き続き実施するとともに、滞納者との納税相談に力を入れてまいります。さらに、職員の滞納整理技術の向上や職員体制の見直しを図るなど、きめ細かな対応を基本としました市税等の歳入確保に努めてまいります。

計画行政の推進につきましては、第四次基本計画に基づき、事務事業を効率かつ効果的に推進するため、行政評価制度や市民意識調査を活用しながら、計画の適正な進行管理に努めてまいります。

行政評価制度につきましては、担当部署における全事務事業の評価に加え、市民や民間の視点を把握を通して、評価の実効性を高めることを目的とする外部評価並びに第四次基本計画に掲げた施策の進捗管理を目的とする施策評価について、引き続き実施してまいります。

公共施設のあり方の検討につきましては、施設の老朽化等を踏まえ、維持管理や更新等を効率的かつ効果的

に推進するため、公共施設等総合管理計画策定業務を進めてまいります。

次に、市民自治の向上について申し上げます。

自治基本条例につきましては、引き続き市民懇談会を開催し、市民の皆様に参加をいただきながら、当市における条例のあり方について検討を進めてまいります。

続きまして、新年度予算の編成について申し上げます。

平成27年度予算の編成に当たりましては、1つ目として、開かれた市政の実現のため、情報公開と説明責任の徹底を図り、市民の理解と信頼を得ること。

2つ目として、持続可能な市政の実現のため、社会助成を見通す中、取り組むべき課題に集中して対応すること。

3つ目として、第4次行政改革大綱に基づき、効率的かつ効果的な事務事業の実施に努めること。

この3つの内容を基本方針として定め、私の所信表明における6つの柱からなる施策を優先し、予算の編成を進めてまいりました。

新年度予算の概要であります。歳入では、その根幹となる市税につきましては、課税実績や税制改正等を踏まえた予算内容とし、歳入の確保を図るため、引き続き収納対策に取り組んでまいります。また、地方交付税につきましては、国の地方財政対策の内容等を考慮し、地方財源の補填措置として必要な額を計上いたしました。

次に歳出であります。「住みよい、活気あるまちづくり」、「環境にやさしいまちづくり」、「福祉の行き渡ったまちづくり」、そして「地域力・教育力の向上」、これらの実現を図る施策として、実施計画における主要事業等につきまして、優先的に予算化を図りました。

市財政につきましては、少子高齢化社会の進行に伴う社会保障関係経費の増加や、公共施設等の老朽化対策などの対応において、今後におきましても厳しい状況が続くものと考えております。このような状況が見込まれる中、将来の財政負担に備えるため、継続的に基金への積み立てを行い、また目的に沿った効果的な活用を図ることで、市財政の健全性を維持しながら、市民サービスの一層の向上に努めてまいります。

以上、平成27年度の市政運営における基本方針と主な施策について申し上げます。

少子高齢化社会が進行し、東大和市を取り巻く環境が急激に変化する中、私は東大和市の将来を見据え、長期的な視点に立って行政運営を行っていく必要があると考えております。中でも、子育て支援施策の充実が最も重要な施策であると考えており、東大和市を住みよい活気あるまちにしていくため、市民の皆様の声に耳を傾け、市民の皆様とともに歩む市政運営に努めてまいります。また、市民の皆様から信頼が得られるよう、職員の職務能力の向上を図るとともに、挨拶と笑顔による対応を行い、活力ある市役所の実現に努めてまいります。市議会並びに市民の皆様のご理解と御協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。平成27年度の施政方針といたします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（尾崎信夫君） 以上で、市長施政方針表明を終了いたします。

日程第4 諸報告

○議長（尾崎信夫君） 日程第4 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 市長報告を申し上げます。

主として関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げるものでございます。資料を御配付いたしましたので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

初めに、1月15日に東京都市長会厚生部会が開催されました。

議事1の平成26年度施策の見直しの取扱いについてであります。都市町村事務事業検討委員会幹事会から検討結果の報告を受け、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助事業（児童発達支援センター分）重症心身障害児（者）通所事業運営費補助の2件について、障害者施策推進区市町村包括補助事業に統合するに当たっては、事業執行に支障のないよう、必要な補助水準を維持することを条件に付した上で、都の提案を了承することと市長会厚生部会として、市長会に報告することといたしました。

次に、1月16日に平成27年度東京都予算編成に伴う市町村長合同会議が開催されました。

議事1の平成27年度東京都予算内示状況について及び議事2の復活項目について、東京都から説明があった後、議事3の復活要望を東京都の副知事に対し行いました。

次に、1月26日に東京都市長会が開催されました。

議事1の東京都長期ビジョン「世界一の都市・東京」の実現を目指してについてであります。平成26年12月に史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現、課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現を基本目標として策定し、10年間の具体的な工程表とするものであるとの説明が東京都からありました。

次に、議事2の国家戦略特区についてであります。東京圏を含む全国6つの指定区域において、国、自治体、民間事業者により構成される国家戦略特別区域会議を設置し、都市再生、まちづくり、医療等の分野の規制改革プロジェクトを推進するものであるとの説明が東京都からありました。

次に、議事3の安全安心TOKYO戦略の策定についてであります。現状では刑法犯認知件数は改善しているものの、特殊詐欺や子供の連れ去りなど、都民の不安感は解消していない。2020年のオリンピック・パラリンピックを控え、世界一の都市東京にふさわしい誰もが安全、安心を実感できる社会を目指すものであるとの説明が東京都からありました。

次に、議事4の東京の防災プランの策定等についてであります。2020年に向けて地震や風水害の自然災害に対して、都民、地域、企業、行政が、あらかじめ備えるべき防災の取り組みを取りまとめ、都民にわかりやすい内容で策定したものであるとの説明が東京都からありました。

次に、議事5の平成26年度個人住民税徴収対策会議の取組についてであります。東京都と区市町村が連携し、広域的な取り組みや共通する課題の検討、対応策の推進を図り、徴収率向上を目指して行動した成果をまとめたものであるとの説明が東京都からありました。

次に、議事6の次期役員を選考についてであります。平成27年5月1日から新たな任期とする会長、副会長及び幹事の互選をするための役員選考委員会を設置し、今後の市長会全体会で審議していくものとするについて、これを承認いたしました。

次に、議事7の平成26年度施策の見直しの取扱いについてであります。東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助事業（児童発達支援センター分）、重症心身障害児（者）通所事業運営費補助の2件について、市長会厚生部会からの報告を受け、条件を付した上で東京都の承認を了承することで、これを承認いたしました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認いたしました。

以上で市長報告を終わります。

〔市 長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります、議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（関田正民君） 議長報告終了までの間、議長職を交代いたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議 長 尾崎信夫君 登壇〕

○議長（尾崎信夫君） それでは、27年第1回市議会定例会議長報告を行わせていただきます。

まず初めに、1月20日に東京都三多摩地区消防運営協議会第二部会が東京自治会館で開催されました。

議題であります、平成26年度消防委託事務につきましては、委託事務の管理に要する経費の負担及びその見積もり額の説明があり、これを承認いたしました。

次に、役員の変更であります、平成27年、28年度、当協議会第二部会の役員選出に当たり、選出基準に基づきブロックごとに決定することを承認いたしました。

次に、平成27年度通常総会日程等を決定いたしました。

次に、2月10日、第53回東京都市議会議員研修会が府中の森芸術劇場で開催されました。

本研修会は、各議員の皆様方が参加されておりますので、細かな内容は省略させていただきますが、講師に野村総合研究所顧問、東京大学公共政策大学院客員教授の増田寛也氏をお招きし、「人口減少時代をどう乗り切るか」と題して、講演が行われたものであります。

次に、2月18日、東京都市議会議長会定例会が東京自治会館で開催されました。

まず、報告事項として、平成26年11月15日以降の会務報告のほか、議長会各委員会の会議結果等について報告が行われました。

次に、協議事項であります、関東市議会議長会第81回定期総会で審議する都県提出議案につきまして、青梅市から提出がありました。生活に困窮する子供の学習支援に対する国の補助金拡充を求める要望とすることに決定いたしました。

協議事項の2つ目として、市議会議員共済会の監事選出につきましては、原案どおり、平成27年度は八王子市、平成28年度は立川市とすることを承認、決定いたしました。

1月20日の東京都三多摩地区消防協議会の第二部会につきまして、平成26年度の消防事務事務と申しましたが、27年度の消防委託事務でございますので、訂正させていただきます。

報告は以上であります、ただいまの御報告といたしまして、関係資料につきましては、事務局に整理して

ありますので、後ほど御参照いただければと存じ上げます。

以上で議長報告を終わります。

○副議長（関田正民君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議長 尾崎信夫君 降壇〕

○副議長（関田正民君） 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（尾崎信夫君） 以上で諸報告を終了いたします。

日程第 5 第 1 号議案 平成 27 年度東大和市一般会計予算

日程第 6 第 2 号議案 平成 27 年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算

日程第 7 第 3 号議案 平成 27 年度東大和市下水道事業特別会計予算

日程第 8 第 4 号議案 平成 27 年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算

日程第 9 第 5 号議案 平成 27 年度東大和市介護保険事業特別会計予算

日程第 10 第 6 号議案 平成 27 年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（尾崎信夫君） 日程第 5 第 1 号議案 平成 27 年度東大和市一般会計予算、日程第 6 第 2 号議案 平成 27 年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算、日程第 7 第 3 号議案 平成 27 年度東大和市下水道事業特別会計予算、日程第 8 第 4 号議案 平成 27 年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算、日程第 9 第 5 号議案 平成 27 年度東大和市介護保険事業特別会計予算、日程第 10 第 6 号議案 平成 27 年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算、以上 6 議案を一括議題に供します。

お諮りいたします。

第 1 号議案から第 6 号議案までの 6 議案については、本会議での提案理由の説明及び質疑を省略し、21 人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員につきましては、委員会条例第 8 条第 5 項の規定により、議長が会議に諮り指名することとなっております。

お諮りいたします。

予算特別委員会委員に森田真一議員、西川洋一議員、尾崎利一議員、実川圭子議員、二宮由子議員、大后治雄議員、和地仁美議員、関野杜成議員、中村庄一郎議員、根岸聡彦議員、押本修議員、蜂須賀千雅議員、関田正民議員、関田貢議員、森田憲二議員、東口正美議員、中間建二議員、御殿谷一彦議員、佐竹康彦議員、床鍋

義博議員、中野志乃夫議員、以上21人を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

予算特別委員会の運営については、協議機関として議会運営委員会委員をもって構成する予算特別委員会理事會を設置したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

議事運営上の都合、ここで暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前11時 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き會議を開きます。

日程第11 第1号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について

○議長（尾崎信夫君） 日程第11 第1号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） 皆さん、こんにちは。

ただいま議題となりました第1号報告 東大和市土地開発公社の経営状況につきまして、御報告申し上げます。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、土地開発公社の経営状況について、御報告申し上げます。

御報告申し上げます事項は、平成27年度東大和市土地開発公社事業計画並びに予算であります。

最初に、平成27年度東大和市土地開発公社事業計画であります。公共用地の取得事業並びに公共用地の売却事業、ともに予定はございません。

続きまして、平成27年度東大和市土地開発公社予算についてであります。土地開発公社を運営するための管理費のみの計上となっております。

まず、収入であります。事業収入、土地売却収入はゼロ円です。事業外収入、利息収入は5万円でありまして、定期預金の利息であります。

続きまして、支出であります。事業費、支払利息につきましてはゼロ円です。

管理費、一般管理費は8万1,000円です。こちらは、公社の連絡協議会負担金及び振込手数料、法人市民税、法人住民税であります。

借入金償還金はゼロ円です。

予備費につきましては、1万円です。

次に、資金計画であります。受入金金額は4,129万4,000円、支払資金額は9万1,000円です。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 報告が終わりました。
質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。
以上で、第1号報告を終了いたします。

日程第12 第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（尾崎信夫君） 日程第12 第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、
本案を議題に供します。
提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

候補者として推薦いたします小林行雄氏は、平成15年以来、4期12年にわたりまして、人権擁護委員として御活躍いただいておりますが、平成27年6月30日をもって任期満了となります。

同氏は、法律の専門家であり、相談者からの信頼も厚く、委員としてふさわしい方であります。このようなことから、今までの経験も生かし引き続き人権擁護委員として推薦いたしたいと考えております。

なお、氏名、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。
質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。
お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

人権擁護委員の候補者として、小林行雄氏を適任と認めることについて、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、人権擁護委員の候補者として小林行雄氏を適任と決めます。

日程第13 第2号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（尾崎信夫君） 日程第13 第2号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第2号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

候補者として推薦いたします野上ミチ子氏は、平成24年から人権擁護委員として御活躍いただいておりますが、平成27年6月30日をもちまして、任期満了となります。

同氏は、昭和62年3月から平成15年3月まで、体育指導員として市のスポーツ振興のために御尽力いただき、平成22年12月からは民生・児童委員として現在も活躍されております。また、人望も厚く人柄も温厚でありますことから、今までの経験を生かし、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたいと考えております。

なお、氏名、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。よろしく御審議の上、御同意賜われますよう、お願い申し上げます。

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

人権擁護委員の候補者として、野上ミチ子氏を適任と認めることについて、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、人権擁護委員の候補者として、野上ミチ子氏を適任と決します。

日程第14 第7号議案 東大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第14 第7号議案 東大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第7号議案 東大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次地方分権一括法により、介護保険法が一部改正されたことによるものであります。この改正により、これまで厚生労働省令において定められていた介護予防支援の基準につきまして、市の条例で定める必要が生じたことから、条例の制定を御提案申し上げるものであります。

本条例につきましては、議案資料を別途用意し、配付させていただきました。条例の内容につきましては、この議案資料に基づいて御説明申し上げます。

議案資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。

この表は、今回御提案する条例で規定する事項を一覧にしたものであります。

この表の左側には、市の条例案の条番号及び見出しが記載されております。また、右側には厚生労働省令の条番号及び条ごとに従うべき基準か参酌すべき基準かの区分を記載しております。本条例につきましては、介護保険法の規定により、厚生労働省令である指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従い、または参酌して定める必要があることから、条文ごとにその区分を表記したものであります。

また、市の条例案におきまして、太字で記載されております部分は、市の独自基準であります。指定介護予防支援事業者の資格と記録の整備の2つの項目が記載されております。

それでは、第1章の総則から御説明申し上げます。

この章では、本条例の趣旨、使用する用語の定義、基本方針、指定介護予防支援事業者の資格という総則的な事項や基準を定めております。

第2章、人員に関する基準は、従業者の員数及び管理者に関する基準を定めております。

第3章、運営に関する基準は、第7条から第18条までにおいて、内容及び手続の説明及び同意など、利用者への円滑なサービスの提供のための基準を定めております。また、第19条から第31条までにおいては、管理者の責務など管理運営に関する基準などを定めております。

議案資料の2ページをごらんください。

第4章、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、介護予防支援の基本取扱方針など、効果的なサービス提供のための取扱方針等に関する事項を定めております。

第5章、基準該当介護予防支援に関する基準においては、介護保険法に基づく市の指定を受けていない者が行う介護予防サービス計画の作成及び提供などが、基準該当介護予防支援として認められるための基準につきまして定めております。

第6章は、委任であります。必要な細目等の事項につきまして、市長が別に定めるとするものであります。

続きまして、同じページの表の下の備考をごらんください。

備考の1は独自基準に関する説明ですが、内容につきましては、後ほど御説明申し上げます。備考の2は従うべき基準、備考の3は参酌すべき基準につきまして記載しております。市が条例を定めるに当たりまして、基準となる厚生労働省令には、従うべき基準と参酌すべき基準の2種類がございます。

このうち従うべき基準とは、法令の基準と異なるものを定めることは許されないものの、その基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許されるものであります。主な事項といたしましては、従業者の人数、管理者の兼務、秘密保持や事故発生時の対応に関する基準がこれに当たります。

次に、参酌すべき基準とは、法令の基準を十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることも許されるものであります。主な事項といたしましては、運営規定や取扱方針などの基準がこれに当たります。

続きまして、議案資料の3ページをお開きいただきたいと存じます。

本条例の制定に当たりましては、近隣自治体との均衡を保つことも考慮して、厚生労働省令を基本とし、一部につき市の独自基準を定めております。

このページの表の右側が厚生労働省令の条文、左側が市の条例案の条文であります。このうち、独自部分は太字で示しております。

1点目は、暴力団の排除の規定であります。

市の暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、指定介護予防支援事業者並びにその従業者及び管理者の資格につきまして、暴力団排除のための規定を定めたものであります。

2点目は、記録文書の保存年限の規定であります。

事業所が保存する文書につきまして、厚生労働省令では保存年限を2年間としておりますが、適正な給付及び利用者に対する適正なサービスの提供を図る観点から、5年間とするものであります。

以上が本条例の内容であります。

最後に、附則であります。条例の施行日は厚生労働省令が条例の基準として位置づけられる日と同日である平成27年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○1番（森田真一君） 今副市長からの御説明いただいた資料の2ページのところでの御説明なんですが、備考のところまで3行目になりますか、地域の実情に応じたというところで、お言葉では近隣の地域の実情というふうにおっしゃったような気がしたんですけども、必ずしも近隣の実情と、この地域の実情ってイコールでもないものも結構あるんですよね。だから、ちょっとそここのところで私聞き違えたかもしれないんで、もう1回確認をしたいんですけども。

○福祉部参事（広沢光政君） 先ほど、副市長のほうから御説明申し上げた段階では、条例の制定に当たっては近隣自治体との均衡を保つことも考慮して、基本として厚生労働省令を使いますという御説明を差し上げております。資料のほうでございます。こちらにつきましては、従うべき基準、こちらの説明といたしまして、地域の実情に応じた内容を定めることができるとしているものでございます。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

日程第15 第8号議案 東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第15 第8号議案 東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第8号議案 東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、第7号議案と同様に介護保険法が一部改正されたことにより、これまで厚生労働省令において定められていた地域包括支援センターの基準につきまして、市の条例で定める必要が生じたことから、条例の制定を御提案申し上げるものであります。

本条例につきましては、議案資料を別途用意し、配付させていただきました。条例の内容につきましては、この議案資料に基づきまして、御説明させていただきます。

議案資料の裏面をごらんいただきたいと存じます。

1の条文一覧であります。この表は今回御提案する条例で規定する事項を一覧にしたものであります。

この表の左側には、市の条例案の条番号及び見出しが記載されております。また右側には、厚生労働省令の条番号及び条ごとに従うべき基準か参酌すべき基準かの区分を記載しております。

本条例につきましては、介護保険法の規定により、厚生労働省令である介護保険法施行規則第140条の66の規定に従い、または参酌して定める必要があることから、条文ごとに区分を表記したものであります。

また、市の条例案におきましては、原則として厚生労働省令の内容と同じものとなっておりますが、市の独自基準を加えておりますので、全部で5カ条で構成されております。内容は、趣旨、暴力団の排除、人員に関

する基準、運営に関する基準、委任となっております。このうち太字で記載されております暴力団の排除の規定が市の独自基準であります。

続きまして、表の備考をごらんください。

備考の1は、市の独自基準に関する説明であります。備考の2は、従うべき基準、備考の3は参酌すべき基準についての説明であります。その内容につきましては、第7号議案で御説明申し上げましたものと同じ内容でございます。

次に、2の市独自基準であります。こちらも第7号議案と同様に市の暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、暴力団排除のための規定を整備するものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日は厚生労働省令が条例の基準として位置づけられる日と同日である平成27年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

日程第16 第9号議案 東大和市行政手続条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第16 第9号議案 東大和市行政手続条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第9号議案 東大和市行政手続条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、行政手続法の改正により、行政指導の方式の追加や行政指導の中止等の求め及び処分等の求めの制度が導入されたことから、本条例につきましても、同法と同様の制度を導入するため、条例の改正を御提案するものであります。

それでは、内容につきまして、御説明申し上げます。

目次の改正は、処分等の求めを第4章の2として追加することから、所要の改正を行うものであります。

第2条は定義の規定であります。第3号の処分及び第4号の申請の意義につきまして、第2項の例外規定の内容を移動し、文言の整理を行うものであります。

なお、これに従い第2項の規定は削除するものであります。

第3条の規定は適用除外の規定であります。目次の改正と同様に、第4章の2が加わることによる文言整理であります。

続いて、第4条、第13条、第14条、第15条、第22条、第28条の各規定の改正は、いずれも文言の整理であり
ますが、これらは平成22年の常用漢字表の改正に合わせて、漢字表記の修正を行うものであります。

第33条は行政指導の方式の規定であります。既存の第2項及び第3項を繰り下げた上、新たな第2項を追加
しております。この規定は、市が許認可権限を行使することができることを示して行政指導を行う場合に、そ
の許認可権限の行使の根拠となる法令の条項、当該条項が定める要件及び権限行使がその要件に適合する理由
の3項目を提示することを定めております。

第34条の2は新たな条項で、行政指導の中止等の求めの規定であります。

この規定は、行政指導の相手方が法律又は条例の要件に適合していない行政指導であると考えた場合に、市
に対して書面で中止等を求めることができる制度を導入するものであります。市は、第34条の2第2項の書面
が提出された場合は、調査を行い、必要があると認めるときは、中止等の措置を行わなければならないとする
ものであります。

続いて、第4章の2として第35条の2を追加する改正であります。これは、処分等の求めを定めたものであ
ります。この規定は、法令違反を是正する処分又は行政指導が行われていないと思う者は何人とも市に対して、
書面で是正の処分又は行政指導の発動を求めることができるとするものであります。市は、第35条の2第2項
の書面が提出された場合は、調査を行い、必要があると認めるときは、処分又は行政指導を行わなければなら
ないとするものであります。

最後に附則であります。

附則第1項は、この条例の施行日を改正法の施行日と同じ平成27年4月1日とするものであります。

附則第2項は、東大和市税条例の一部改正、附則第3項は東大和市国民健康保険税条例の一部改正の規定で
あります。両条例とも、本条例改正により移動する条項を引用している条例で、改正後の条項に適合するよう
修正をするものであります。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないもの認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第9号議案 東大和市行政手続条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程17 第10号議案 東大和市情報公開条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第17 第10号議案 東大和市情報公開条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第10号議案 東大和市情報公開条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、独立行政法人通則法の改正によりまして、条例で引用する同法の条項及び独立行政法人の名称に変更が生じたため、条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第7条第2号ウは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の氏名及び職並びに職務遂行の内容に係る部分については、個人情報であっても公開することを規定しております。この規定は、独立行政法人通則法の条項及び独立行政法人の名称を引用していることから、法改正に合わせて、それぞれ第2条第4項及び行政執行法人に改めるものであります。

なお、この改正により、これまで条例で規定している内容自体が変更するものではございません。

最後に附則であります、本条例の施行日を平成27年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第10号議案 東大和市情報公開条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第18 第11号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第18 第11号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第11号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほど御審議いただきました第10号議案と同様に、独立行政法人通則法の改正によりまして、条例で引用する同法の条項及び独立行政法人の名称に変更が生じたため、条例の一部改正を御提案申し上げるものでございます。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第16条第2号ウは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の氏名及び職並びに職務遂行の内容に係る部分については、個人情報であっても公開することを規定しております。この規定は、独立行政法人通則法の条項及び独立行政法人の名称を引用していることから、法改正に合わせて、それぞれ第2条第4項及び行政執行法人に改めるものであります。

なお、この改正により、これまで条例で規定している内容自体が変わるものではございません。

最後に附則であります。本条例の施行日を平成27年4月1日とするものでございます。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第11号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第19 第12号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第19 第12号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第12号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、東大和市医師会との協議結果に基づき、零歳児保育指定保育園嘱託医の報酬額を改定するものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

別表で定めております零歳児保育指定保育園嘱託医の報酬月額につきまして、5万180円を5万130円に改めるものであります。

附則であります、本条例の施行日を平成27年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御説明申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第12号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第20 第13号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第20 第13号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第13号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の主な改正内容は、平成27年度の給与改定に係るものであります。

市の給与制度につきましては、東京都の給与制度に準拠しており、給与改定も原則的に東京都人事委員会の勧告に準じて行っております。今回、公民格差の是正のため、人事院勧告におきまして給与制度の総合的見直しが行われ、これを踏まえて東京都人事委員会の勧告が出されました。これを受け、東京都の給与改定が行われましたことから、東京都に準拠して平成27年4月からの給与月額を平均1.7%引き下げるとともに、地域手当の地域割合を見直し、給料等の12%とするものであります。

なお、地域手当につきましては、人事院勧告の経過措置を踏まえ、平成27年度は従来どおり給料等の10%であります。

東大和市職員組合との交渉につきましては、労使ともに真摯な協議を重ねた結果、平成27年2月12日に同意をいただいております。このほか、東京都に準じて管理職員特別勤務手当を災害により平日の深夜に勤務した場合にも、支給することができるようにするための規定の追加や、災害応急対策等のために派遣された職員に、災害派遣手当等を支給するための規定の新設を行うものであります。

それでは、内容につきまして、御説明申し上げます。

第2条は、給料の規定であります。給与から各種の手当を除外したものを給料としておりますが、この除外

する手当の中に、今回追加する災害派遣手当等を加えるために、所要の改正を行うものであります。

第9条の3第2項は、地域手当の支給割合を給料等の100分の10と定めておりますが、この割合を100分の12に改めるものであります。

第16条の3は、管理職員特別勤務手当の規定であります。これまで、災害により週休日又は休日勤務した場合に支給していた管理職員特別勤務手当につきまして、週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合にも、支給することができるように第2項を改正するものであります。

また、第3項を第4項に繰り下げて、新たに管理職員特別勤務手当の額を定める第3項を追加しております。

第1号は、従来から定めていた週休日又は休日に勤務した場合の額の規定で、1万2,000円を超えない範囲内で規則で定める額とするものであります。

第2号は、今回の改正で新設する平日の深夜に勤務した場合の額の規定で、6,000円を超えない範囲内で規則で定める額とするものであります。

次に、第22条を第23条に繰り下げて、新たに第22条を追加する改正であります。追加する規定は災害派遣手当等の支給に関する規定であります。

第1項は、災害対策基本法など4つの法律に基づいて、災害応急対策等のために東大和市に派遣された職員に対して、災害派遣手当等を支給すると定めるものであります。

第2項は、災害派遣手当等の額の規定で滞在する期間及び利用する施設の区分に応じて、別表第5に定める額を支給すると定めるものであります。

次に、別表第1及び別表第2の改正は、それぞれ給与改定後の行政職給料表（1）及び行政職給料表（2）を定めております。

別表第4の次に加える別表第5は、災害派遣手当等の額を定めております。宿泊する施設及び滞在する期間に応じて、1日当たり3,970円から6,620円の範囲で定めるものであります。

なお、この額は災害対策基本法施行令に基づく総務大臣が定める基準等に基づくものであります。

最後に附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を平成27年4月1日とするものであります。

附則第2項は、号給の切りかえの規定で、改正前の行政職給料表（1）の3級の適用を受けていた職員に、改正後の給料表を適用する場合の号給につきましては、附則別表に定めるところによるものであります。

附則第3項は、給料表の改正に伴う経過措置の規定であります。施行日から平成30年3月31日までの3年間に限り、改定後の給料月額が改定前の給料月額に達しない職員につきましては、改定後の給料月額と、その差額に相当する額との合計額を、その職員の給料月額とみなすとするものであります。

附則第4項は、附則第3項の職員との均衡上、必要があると任命権者が認める職員についての経過措置の規定で、改定後の給料月額と別に定める額との合計額を、その職員の給料月額とみなすとするものであります。

附則第5項は、施行日から平成30年3月31日までの間における地域手当に関する特例措置の規定で、地域手当の支給割合の特例を定めるものであります。この支給割合は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律、附則第10条の規定に基づく人事院規則で定める割合の範囲内で規則を定めるものであります。

附則別表は、附則第2項の規定に基づくもので、行政職給料表（1）の3級の職員の号給の切替表を定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○2番（西川洋一君） 何点か質疑します。

これは、平成26年8月の人事院勧告に基づいて、こういう変化が出てきているんじゃないかと思うんですけども、その人事院勧告を見ますと、民間地域の労働者の給料が上がったので、19年ぶりに0.27%引き上がると、これによって公務員の士気が上がるんじゃないかというような総裁の談話が載ってございましたけれど、もう一方で総合的見直しということで2%の減、平均で2%の減、差し引き1.73%になるんですけども、東京都ではそれを1.7にするというような内容ではないかというふうに推測するんですけども、それでいいのかどうかと。

それから、給料表が下がるわけですよ、1.7%。そうすると、現行よりも市の職員の給料は平均で1.7%下がるということになります。もう一方で、地域手当が上がるけれども、東大和は27年度は上がらないままでということになりますので、これは実質給料が下がる。けども、それは別の項目で手当しますというふうになっているという説明のようだったんですけども、全員下がることはないのかどうかの確認です。1人残らず、そうなるかどうかということですよ。

それから、地域手当が将来東大和の場合は12%になるというふうに決まっていると聞いておりますけれども、それはいつの時点で確実になるのかということですね。そうなった場合には、現行の賃金は下がる人はいないのかどうかの確認をお願いしたいと思います。

それから、近隣では地域手当がどんなふうな推移になっているかということも教えてください。また、東京都としてはどうなのかも教えてください。

それから、管理職の災害等の出勤の場合の手当、深夜に出るんですから、そういう手当がされるのは当然かなと私は思いますが、深夜という場合には、たしか労働基準法上は夜の10時から朝の5時までになっているんじゃないかと思うんですよ。ここでは、深夜の0時からということになっていますけれども、ここは何か意味があるのかどうか教えてください。

○総務部長（北田和雄君） まず、いっぱいあるので1つずつお答えします。

1点目の人事院勧告の関係ですけども、26年8月の人事院の勧告で民間との給与格差があって引き上げという勧告が出ましたが、その一方で給料構造改革と言われるもので、給料表の民間格差があるので、それを是正すると。地域による差がありますから、地域手当をそこで見直しているということでございまして、人事院勧告に基づいたものが、今回の改正ということでございます。

それから、2点目の給料の引き下げに伴って、全員下がるのかどうかということですが、給料表につきましては、東京都の給料表に東大和市は準拠しておりますので、東京都が平均で1.7%の給料表の引き下げをしておりますので、東大和市もそれに準拠しております。ですから、そのまま適合させれば地域手当が上がっていませんので、給料自体は下がるということになってきますが、ただ経過措置がございまして、現給補償という制度があるんですが、現給というのは現在の給料という意味で現給と言いますけれども、現給補償制度というのがありまして、27年3月31日現在の給料よりも新しい給料が下がった場合は、27年3月31日の給料をもって充てるということになったら、これは永久にそのようにするというのではなくて、地域手当の引き上げが次の質問とちょっと重複しますが、東大和市は平成30年度に地域手当12%というふうになっています。です

から、地域手当が現状10%ですから、2%上がりますので、給料表が1.7%下がっても変わらないという状況が生まれますので、構造改革が完成するのが平成30年度ですから、それまでの間、現給補償制度を導入するというごさいます。それで、その制度を入れますので、全員が対象となっておりますので、給料が下がるということをごさいません。

それから、近隣市の状況をごさいますけども、まず東京都をごさいます、東京都は現在地域手当の関係ですが、18%をごさいます。人事院勧告では、昭和30年度に20%、経過措置がありますので、27年度は18%ですね。ただ、東京都は27年度に20%に引き上げる予定というふうには聞いております。

それから、近隣ですが立川市は現在12%です、地域手当。人事院勧告の30年度の国基準は、これも変更なく12%ということです。小平市ですけども、現状12%、30年度の国基準は16%、27年度の経過措置が13%をごさいます。東村山市が現状10%、30年度の国基準が15%、27年度の経過措置では11%と。武蔵村山市は現状3%、30年度の国基準も3%という状況をごさいます。この地域手当につきましては、その市によって率がかかなり違っておりまして、東大和市と同様な市というのは、なかなか見当たらないというふうな現状をごさいます。

それから、最後の5点目の管理職の災害手当の深夜時間の問題ですが、これは職員課長のほうから御説明いたします。

以上です。

○職員課長（原島真二君） 管理職員特別勤務手当の関係をごさいますけども、東京都の人事委員会勧告におきまして、国に準じて支給要件を拡大するというごさでありまして、災害への対処等により平日午前0時から5時までの間に勤務した場合に支給という、国に準じた改正をしているというごさでありますので、深夜勤務というようなごさの、必ずしもそれとの関係ではないんじゃないかなというふうな思っております。

以上です。

○2番（西川洋一君） そういうごさでは、国の考えが総合的見直しというごさで、国家公務員を初め公務員の賃金を全体として下げるという方向が出ていて、それが適用されるというごさについて、私は不満ですと言っているのかな、反対です。でも、実際の市の職員の賃金については経過措置もあり、現状から下がらないというごさにおいては、よかったかなというごさです。でも、民間賃金が上がっているというふうな言いながら、公務員の賃金が上がっていかないというごさは、これはまたよくないんじゃないかと。しかも、安倍首相も賃金は労使の交渉によって決まるというふうな言い方もするんですけども、公務員の場合には労働基本権が制約されているわけですね。そういうごさで、一生懸命働いていただいているわけですから、やはり公務員の方にも適切な賃金引き上げがあつてしかるべきだというふうな思います。市の職員組合が、どのような要求を交渉の場でしたかわかりませんが、差し当たって円満に合意したというごさですので、それは尊重したいと思つます。

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ごさいませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思つますが、これに御異議ごさいませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第13号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。
ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21 第14号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第21 第14号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。
提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第14号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、都市計画税の特例税率の期間を延長するものであります。都市計画税の税率は、条例第147条によりまして、100分の0.3と規定されておりますが、平成3年度から条例の附則に特例規定を設け、税率を100分の0.26に引き下げ現在に至っております。特例の期間につきましては、3年ごとに期間を定めることとなっておりますことから、今回今後の税収及び事業の推移、また他市の動向等を考慮し、平成27年度からの3年間につきましても、税率を100分の0.26に据え置くものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

附則第23条は都市計画税の税率の特例の規定であります。特例の期間を平成27年度から平成29年度までとするものであります。

最後に附則であります。

附則第1項は、本条例の施行日を平成27年4月1日とするものであります。

附則第2項は、経過措置の規定で適用区分について定めるものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第14号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第22 第15号議案 東大和市地域福祉審議会条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第22 第15号議案 東大和市地域福祉審議会条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第15号議案 東大和市地域福祉審議会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正点は、次の2点であります。

1点目は、地域福祉審議会の所掌事務についてであります。

これまで、地域福祉計画は子ども・家庭分野、高齢福祉分野、障害福祉分野、保健医療分野を含んだ計画として、地域福祉審議会でも審議してまいりました。各分野における個別法が整備され、子ども・家庭分野及び高齢福祉分野の計画が他の附属機関で審議されることに伴いまして、今後地域福祉審議会において審議する計画を具体的に規定するものであります。

2点目は、所掌事務の改正に伴い、組織及び委員の構成を改正するものであります。

それでは、内容につきまして、御説明申し上げます。

最初に、第2条は所掌事務の規定で、審議会でも審議を行う計画等を定めたものであります。このうち、障害

者計画及び障害福祉計画並びに健康増進計画につきましては、引き続き審議の対象とすることから、ここで明示するものであります。

次に、第3条は組織及び委員の規定であります。専門的見地から審議していただくことを目的に、保健医療分野からの委員を1人ふやして4人以内とし、審議会の委員を合計21人以内とするものであります。

また、委嘱の区分を保健医療分野及び福祉分野につきましては、関係機関（団体）の代表者から関係者に改めるものであります。

最後に、附則であります。本条例の施行日を平成27年4月1日とするものであります。ただし、第3条の改正規定につきましては、次期委員の任期に合わせ、平成27年7月1日からとするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第15号議案 東大和市地域福祉審議会条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第23 第16号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第23 第16号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第16号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例

につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の主な改正は、平成27年度から29年度までの第6期の計画期間に係る保険料率の見直しを図るものであります。平成26年度までの第5期の保険料率は、9段階に階層化し保険料率を設定しておりました。第6期となる今回の計画では、介護保険法施行令の改正を踏まえ、これを12段階に階層化するものであります。

また、介護保険運営協議会の審議事項の改正及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の附則の規定に基づき、経過措置に関する規定を追加するための改正も行っております。

内容につきまして、御説明申し上げます。

最初に、第3条の改正であります。保険料率を平成27年度から29年度までの計画期間に合わせて改めるものであります。改正後の保険料率は、第1号から第3号までは保険料率の額のみを改正しており、第1号は2万7,600円に、第2号は3万7,200円に、第3号は4万2,000円に、それぞれ改めております。

続いて、第9号の保険料率を12万円に改めて、第12号に繰り下げ、第8号の保険料率を10万800円に改めて、第10号に繰り下げ、新たに第11号を加えております。第11号は、対象者の合計所得金額が600万円以上800万円未満の者等の階層区分で、その保険料率は11万400円であります。

第7号は、保険料率を8万6,400円に改めるとともに、対象者の合計所得金額を190万円以上290万円未満に改めて、第8号に繰り下げます。

この号の次に加える第9号は、対象者の合計所得金額が290万円以上400万円未満の者等の階層区分で、その保険料は9万2,400円であります。

第6号は、保険料率を7万2,000円に改めるとともに、対象者の合計所得金額を120万円以上190万円未満に改めて、第7号に繰り下げます。

第5号は、保険料率を6万6,000円に改めるとともに、対象者の合計所得金額を120万円未満に改めて、第6号に繰り下げます。

新たに加える第5号は、政令第39条第1項第5号に掲げる者の階層区分で、その保険料率は5万7,600円あります。

なお、第4号に改正はございません。

次に、第5条第3項の改正であります。

この規定は、第1号被保険者が生活保護の要否に関する境界層に該当したことを理由として、賦課期日後に保険料率の区分に変更が生じた場合の保険料の額の算定について定めているものであります。今回、保険料率の階層を9段階から12段階に改正することに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、第10条の2の改正であります。

第2項の改正は、介護保険運営協議会の審議の対象となる介護保険事業計画の意義を明確にしたものであります。また、第3項を追加して老人福祉事業の運営に関する重要事項及び高齢者福祉計画に関しても審議の対象とすることができることを定めたものであります。

続いて、附則の改正であります。

本条例の附則に第8条を追加しております。先ほど御説明申し上げました関係法律整備法の附則第14条の規定により、介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を定めるものであります。これらの事業の体制整備等の必要性を踏まえ、その円滑な実施を図るため、介護予防・日常生活支援総合事業については、平成

29年3月31日まで、法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、平成30年3月31日まで行わないとするものであります。

最後に附則であります。

附則第1項は、本条例の施行日を平成27年4月1日とするものであります。

附則第2項は、改正後の第3条の規定は平成27年度以後の年度分の保険料率から適用することを定めたものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○1番（森田真一君） 2つお伺いします。

1つは、保険料の改定によって市民負担は、どれぐらいの額が増加するのかということをお教えください。

それから、もう一つが新保険料案に基づいて、単身の高齢者の世帯ですとか、高齢者のみの世帯などで各階層で収入、または所得に対して、どの程度の負担割合となるかというようなことは試算をされているのかどうかということをお教えください。

○福祉部参事（広沢光政君） まず初めに、負担の関係でございます。

市民の方々に負担していただく保険料の関係でございますが、出し方というのは、いろいろ考えられますけれども、まず1つ今出しておりますのは、第6期の保険料の段階で第5期との段階、これをそれぞれ見比べまして、その保険料率の差額分を27年度の現在における被保険者数、これを掛け合わせて算定してまいりますと、およそ1億2,000万円ほどになるというふうに試算してございます。

それから、2点目でございますが、御質問者がおっしゃるように、要するに多段階化されておまして、所属階層ごと、それぞれ所得区分というのが設けられてございます。この所得区分に入っています数値を、年金収入のみだけということに考えまして、それを収入額に全て換算した上で、その収入額に占める各階層の保険料率、それがどのぐらいを占めるのかという形を出してみますと、いわゆる高所得者層の区分、12段階の上に行くほど、収入に占める保険料率の割合が低くなってきているというようなことになってございます。私どものほうとしましては、保険料という、お支払いいただく金額に着目した段階で、第5期と第6期の間で例えば負担割合を低所得者層を中心として、負担割合の軽減幅を広げたりとか、12段階を設けたりというような形で努力いたしまして、なるべく5期から6期への保険料の伸びを抑制するようにといいことでは、努めているところでございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 今回は1億2,000万円の負担増ということですが、介護保険制度については、保険という形をとっていますけれども、これは1つの手法であって、その本旨はやはり憲法25条に基づく社会保障ということだと思います。ところが、所得がなくても保険料を払わざるを得ないと。滞納が重なれば、利用料も1割負担で済まないという状況にもなるということで、社会保障として非常に欠陥がある制度だというふうに考えているわけですが、今回市の一般財源を活用して負担軽減をするということについても、違法ではないということで国会で答弁をされています。今答弁あったように、低所得者ほど負担が重いという状況のもとで、市独自の負担軽減も含めて、その軽減を図るべきだというふうに考えますけれども、今回の条例改

正案の中で、そういう形での市独自の努力というものがあるのかどうか伺います。

○福祉部参事（広沢光政君） 今回の上程させていただいております条例案の中では、従来どおりのこれは計画のほうでございますけれども、市の独自の減免措置といたしまして、150万円ほどの金額を保険料の中で、お互いに見合った中で減免制度として継続していくというようなことでは計画をしている、また算入されているところでございます。それ以外の関係で、市独自というものにつきましては、計画の中でも、また条例の中でもないわけでございますが、前からお話ししており、国のほうで今回の制度改正に伴って行われます新たな公費を投入しての低所得者層向けの減免措置、これにつきましては、今回まず第1段階のみ0.05という形で行われる、実施されるということでございますが、こちらは今現在では、まだ省令等、政令等が出ておりませんので、現在の上程させていただいている条例案の中には、まだ加味されているものではございませんが、政令、省令が出された段階で、こちらのほうも一部改正という形で出ささせていただきたいと思っております。そういった意味では、市のほうではございませんが、国のほうの施策、市のほうも一般財源を投入することになりますけれども、新たな施策として、そういったものが入ってきているということでございます。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔1 番 森田真一君 登壇〕

○1 番（森田真一君） 第16号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例について、反対する立場から討論をいたします。

本条例案で示された平成27年度の介護保険料は、所得区分の新12段階のうち、最も負担能力が低い第1段階でこそ、26年度と同額に据え置きをしたものの、第2から11段階の各階層で9%から18%の値上げとなります。また、各段階ごとに単身高齢者世帯での収入に占める介護保険料の割合を試算しますと、国民年金受給で年80万円ほどしか収入がない方で6.58%、協会健保の被用者負担分を大きく超える高い負担率となり、全体に収入の低い階層で負担が重く、高い階層では負担が軽くなる逆進性が見られます。

国は、1号被保険者の低所得者対策について、当初給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入して軽減を図るとしていましたが、消費税増税延期を理由に第1段階のみ、部分的に行うだけにとどめるとしています。課税しようがないほど所得が低いゆえに、被保険者本人が非課税となっている第5段階までの被保険者は、加入者全体の3分の2を占めます。ここにも低所得者対策を行い、公的保険として累進課税が働くよう、社会保障の所得再配分の機能が損なわれることのないように措置をすべきです。

また、当面国が行わない間、市が独自に軽減策を行い、国に対して国庫負担割合を引き上げるよう、強く働きかけることを求めるものです。

また、新地域包括ケアの導入については、現行の政府案では要支援1、2の方の必要な介護サービスの利用抑制や、要介護1、2の方の特養入居抑制につながりかねないことが介護事業者からも心配の声が上がっています。このため、日本共産党は新制度の移行に反対をしてきましたが、少なくとも利用者から介護サービスを取り上げることにならないよう、施設の整備や介護報酬の引き上げなどによる介護事業者、従事者の育成など、必要な準備を市が責任を持って行うことを求めるものです。

以上です。

[1 番 森田真一君 降壇]

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第16号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（尾崎信夫君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第24 第17号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第24 第17号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第17号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律に基づく介護保険法の改正により、介護予防通所介護事業及び通所型介護予防事業が介護予防・日常生活支援総合事業に移行されることとなりました。これに伴い、在宅サービスセンターの事業内容を改める必要があることから、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第3条は、事業の規定であります。第1項第2号の介護予防通所介護事業及び第3号の通所型介護予防事業が法改正により削られたことから、同項の規定を通所介護のみを定める内容に改めるものであります。そのほか、第3条第2項において所要の文言整理をしております。

第6条は、在宅サービスセンターを利用することができる者の規定であります。

事業の整理に伴い、介護予防通所介護事業及び通所型介護予防事業に関する規定を削除するものであります。

第9条は、利用料金等の規定であります。

この規定も第6条の改正と同じように、介護予防通所介護事業及び通所型介護予防事業に関する字句及び利

用料金の規定を削除するものであります。

第13条は、本条例の改正に伴う所要の文言整理であります。

最後に附則であります。

附則第1項は、施行期日に関する規定で、本条例の施行日を平成27年4月1日とするものであります。

附則第2項から第5項までは、介護予防通所介護事業及び通所型介護予防事業に関する経過措置の規定であります。

介護保険法を改正する関係法律整備法の附則に基づく経過措置により、介護予防・日常生活支援総合事業の実施が猶予される間、介護予防通所介護事業及び通所型介護予防事業は、なお実施することができるとされました。このため、これらの事業に関する所要の規定を設けたものであります。

附則第2項は、第1号において改正前の介護予防通所介護事業を定め、第2号において改正前の通所型介護予防事業を定めて、関係法律整備法の経過措置に基づき、実施する事業としたものであります。

附則第3項は、これらの事業を利用することができる者について定めております。

また、附則第4項は利用の承認について、附則第5項は利用料金について定めております。

なお、これらの内容は改正前の条例と同じものであります。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第17号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第25 第18号議案 東大和市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第25 第18号議案 東大和市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議案となりました第18号議案 東大和市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律に基づく介護保険法の改正により、包括的支援事業の一部が介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとなりました。これに伴い、地域包括支援センターの事業内容を改める必要があることから、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第3条は、事業の規定であります。このうち包括的支援事業を定める第1号の規定につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業に移行されないものを、実施事業として位置づけるための改正を行うものであります。

第3条第2号は、介護予防支援事業の規定であります。

引用する介護保険法の規定に条項ずれが生じるため改正するものであります。

第7条は、利用の承認の規定であります。

利用の承認を受ける必要のある事業のうち、包括的支援事業に関する部分を削除するものであります。これは、介護保険法の改正より同法第115条の45第1項第2号の事業が、包括的支援事業から除外されたことによる改正であります。

最後に附則であります。

附則第1項は、施行期日に関する規定で本条例の施行日を平成27年4月1日とするものであります。

附則第2項から第4項までは、包括的支援事業等に関する経過措置の規定であります。

介護保険法を改正する関係法律整備法の附則に基づく経過措置により、介護予防・日常生活支援総合事業の実施が猶予される間、改正前の法第115条の45第1項第2号に基づく事業は、なお実施することができるとされました。このため、この事業に関する所要の規定を設けたものであります。

附則第2項は、改正前の法第115条の45第1項第2号に基づく事業を、関係法律整備法の経過措置に基づき実施することを定めたものであります。

附則第3項及び第4項は、この事業を利用することができる者など、実施に必要な事項を定めたものであります。

なお、これらの内容は改正前の条例と同様のものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第18号議案 東大和市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第26 第19号議案 東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第26 第19号議案 東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第19号議案 東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

介護保険法の指定地域密着型サービス事業所につきましては、平成25年4月から市の条例で事業運営等の基準を定め運用してまいりました。このたび、条例の基準となる厚生労働省令について、一部改正が行われたことから、これに適合するように本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

目次の改正及び一部の規定を除く本則の改正でございますが、複合型サービスの名称が看護小規模多機能型居宅介護に改められることに伴い、この名称が付された事業所、事業者、従業者、計画、報告書につきましても、同様に文言を改めるものであります。これは、医療ニーズの中にある中重度の要介護者が利用するサービスの内容を、具体的にイメージすることができるようにするための名称改正であります。

第3条第3項の改正は、市の暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、指定地域密着型サービスの事業者並びにその従業者及び管理者の資格について、暴力団排除のための規定を整備するものであります。

なお、この部分は市の独自規定として整備するものであります。

第6条第2項の改正は、厚生労働省令から介護予防訪問介護が削除されたことにより、文言整備を行うものであります。また、第5項は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のオペレーターが兼務できる施設の要件の緩和のための改正で、利用者処遇に支障がない場合は併設施設だけでなく、同一敷地内の施設における兼務を可能とするものであります。

あわせて同項第5号から第7号までの規定は、本改正に伴う引用条項の整理を行っております。

第23条第2項の改正は、第三者評価を介護・医療連携推進会議への報告及び公表の仕組みに統一するため文言の整理であります。

第32条第2項の改正は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、密接に連携する事業所との契約により提供することが可能であることを踏まえ、その契約の相手方として指定訪問看護事業所を加えるとともに、サービス名称の変更に伴う文言整理を行うものであります。

第42条第2項の改正は、整備すべき記録について、他の地域密着型サービスの場合と整合するように、規定を整備したものであります。

第60条の改正は、認知症対応型通所介護の基本方針として、生活機能の維持及び向上を追加したものであります。

第63条は、第4項を追加しております。これは、単独型・併設型認知症対応型通所介護事業所の設備を使用して、夜間及び深夜に法定外サービスを提供する場合の届け出について規定を整備したものであります。また、第5項の改正は、第4項の追加に伴う引用条項の整理であります。

第65条第1項の改正は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の定員の改正で、認知症ケアの拠点としての機能促進を図ることを目的に、共同生活住居について1ユニットごとに3人以下としております。また、これに伴い、第2項において所要の文言整理をしております。

第78条の2は、指定認知症対応型通所介護事業者の事故発生時の対応の規定であります。

これまで、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の規定を準用しておりましたが、今回の改正を機に新たに規定を整備したものであります。

なお、この規定の追加により、第79条第2項及び第80条におきまして、引用条文の整理を行っております。

第82条は、指定小規模多機能型居宅介護事業の従事者の員数等に関する規定であります。第6項に表を追加しております。

これは、指定小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員について、併設施設だけではなく同一敷地内の施設についても、職務に従事することができるようにするための改正であります。また、第7項及び第8項につきましては、サービス名称の変更による文言整理をし、第10項につきましては、第6項の改正に伴う所要の文言整理をしております。

第83条第1項の改正は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者について、改正後の第82条第6項に規定する同一敷地内施設の職務や、新しい介護予防・日常生活支援総合事業にも従事することができるようにするための改正であります。また、第3項では所要の文言の追加をしております。

第85条第1項の改正は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を25人から29人に増加し、また第2

項では登録定員が25人を超過する場合の通いサービスの利用定員を、最大15人から18人に増加するための改正を行っております。

第91条第2項の改正は、第三者評価を運営推進会議への報告及び公表の仕組みに統一するための文言の整理であります。

第106条の改正は、第82条第6項の改正に伴う文言の整理であります。

第113条第1項の改正は、認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居について、2ユニットを上限としていたものを、用地確保の困難等の理由がある場合には、3ユニットまで設置することを可能とする改正であります。

第121条の改正は、文言の整理であります。

第135条の改正は、介護報酬の法定代理受領について、有料老人ホームのみ入居者の同意書を提出することを定めておりましたが、厚生労働省令の改正により提出が不要となったことから、削除するものであります。

第148条第2項第9号は、引用している介護保険法施行規則の条項が削除されたため、削除するものであります。

第151条第4項の改正は、サテライト型地域密着介護老人福祉施設の本体施設として、地域密着型介護老人福祉施設を追加するものであります。あわせて、関係する第8項及び第17項において、医師及び介護支援専門員等の人員基準を整備するものであります。また、第12項においては、定義規定の整備を行い、第13項においては厚生労働省令から介護予防通所介護が削除されたことによる文言整理を行うものであります。

第152条第1項第7号の改正は、指定地域密着型介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の医務室の設置基準について、第151条第4項の改正に伴う規定の整備をするものであります。

第176条第2項第7号は、指定地域密着型介護老人福祉施設の記録について、他の地域密着型サービスと同様に規定を整備したものであります。

第180条第1項第3号は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の医務室の設置基準について、第151条第4項の改正に伴う規定の整備をするものであります。

続いて、第9章の章名、第190条、第191条及び第193条につきましては、いずれも複合型サービスの名称を看護小規模多機能型居宅介護に改めることに伴い、所要の文言整理をしたものであります。

第194条第1項の改正は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を25人から29人に増加し、また第2項では登録定員が25人を超過する場合の通いサービスの利用定員を、最大15人から18人に増加するための改正を行っております。

第195条の改正は、サービス名称の変更に伴う文言整理であります。

第196条の改正は、サービス名称の変更に伴う文言整理をするとともに、第三者評価を運営推進会議への報告及び公表の仕組みに統一するための規定の整理をしたものであります。

第197条、第200条及び第201条につきましても、サービス名称の変更に伴う文言整理をしたものであります。

第202条は、サービス名称の変更に伴う文言整理をするとともに、第82条第6項の改正に伴う文言の整理を行ったものであります。

最後に附則であります。

附則第1項は、本条例の施行日を平成27年4月1日とするものであります。

附則第2項は、介護予防訪問介護について、附則第3項は介護予防通所介護について経過措置を定める規定

であります。介護保険法の一部改正に伴う経過措置により、一定期間、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を行うことができることから、本条例の員数に関する基準について、改正前の規定がなお効力を有することを定めたものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第19号議案 東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第27 第20号議案 東大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第27 第20号議案 東大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第20号議案 東大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方

法の基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

介護保険法の指定地域密着型介護予防サービス事業所につきましては、平成25年4月から市の条例で事業運営等の基準を定め運用してまいりました。このたび、条例の基準となる厚生労働省令について、一部改正が行われましたことから、これに適合するように本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第2条第1号の改正は、介護保険法の一部改正に伴う引用条項の整備であります。

第3条第3項の改正は、市の暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、指定地域密着型サービスの事業者並びにその従業者及び管理者の資格について、暴力団排除のための規定を整備するものであります。

なお、この部分は市の独自規定として整備するものであります。

第7条は、第4項を追加しております。これは、介護予防認知症対応型通所介護事業所の設備を使用して、夜間及び深夜に法定外サービスを提供する場合の届け出について、規定を整備したものであります。また、第5項は第4項の追加に伴う引用条項の整理をしております。

第8条の改正は、第44条第6項の改正に伴う所要の文言整理であります。

第9条第1項の改正は、共用型介護予防認知症対応型通所介護事業所の定員の改正について、認知症ケアの拠点としての機能促進を図ることを目的に、共同生活住居について1ユニットごとに3人以下とするものであります。第2項は、引用条項の整備をしたものであります。

第37条は、第4項を追加しております。この規定は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の事故発生時の対応について、規定を整備したものであります。

第44条は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数等に関する規定であります。第6項に表を追加しております。これは、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員について、併設施設だけでなく同一敷地内の施設についても職務に従事することができるようにするための改正であります。また、第7項及び第8項につきましては、サービス名称の改正に伴う文言整理をし、第10項につきましては、第6項の改正に伴う所要の文言整理等をしたものであります。

第45条第1項の改正は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者について、改正後の第44条第6項に規定する同一敷地内施設の職務や、新しい介護予防・日常生活支援総合事業にも従事することができるようにするための改正であります。また、第3項では所要の定義規定を追加しております。

第47条第1項の改正は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を25人から29人に増加し、また第2項では登録定員が25人を超過する場合の通いサービスの利用定員を、最大15人から18人に増加するための改正を行っております。

第63条の改正は、第44条第6項の改正に伴う文言の整理であります。

第65条の改正は、第37条第4項の追加による準用規定の整理であります。

第66条第2項の改正は、第三者評価を運営推進会議への報告及び公表の仕組みに統一するための文言の整理であります。

第70条の改正は、介護保険法の一部改正に伴う引用条項の整備であります。

第74条第1項の改正は、介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の有する共同生活住居の数について、2ユニットを上限としていたものを、用地確保の困難等の理由がある場合には、3ユニットまで設置することを可能とするための改正であります。

第86条は、第37条第4項の追加による準用規定の整備であります。

最後に附則であります。

附則は、本条例の施行日を平成27年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第20号議案 東大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第28 第21号議案 東大和市街づくり条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第28 第21号議案 東大和市街づくり条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第21号議案 東大和市街づくり条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、条例において引用する地方自治法及び都市計画法施行令の条文が改正されておりますことから、これらと整合を図るための改正であります。

内容について、御説明申し上げます。

第2条第1号ア、第11条第3項及び第20条第2項の改正は、都市計画法施行令の改正により、引用する条を整理するものであります。

第2条第4号アの改正は、地方自治法の改正による文言の整理であります。

附則であります。本条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第21号議案 東大和市街づくり条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第29 第22号議案 東大和市立保育園設置条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第29 第22号議案 東大和市立保育園設置条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第22号議案 東大和市立保育園設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

このたび、子ども・子育て支援新制度の一環として、児童福祉法が改正され、公立保育園の保育料の徴収根

拠規定等が同法から削除されました。このため、保育料について条例で規定する必要が生じたことから、条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

最初に、第1条は保育園の設置根拠の規定であります。

児童福祉法の改正に伴い、保育の対象を保育を必要とする児童とするものであります。

次に、委任の規定である第3条を第4条とし、新たに第3条を追加するものであります。

新たな第3条は、保育料の規定で、第1項は保育園を利用する場合の保育料の納付について定めるものであります。

第2項は、保育料の額は政令で定める額を限度として、世帯の所得の状況等を勘案して規則で定める額とすること。また、ただし書きは施設型給付費等が保育園設置者である東大和市に支払われない場合における保育料の額を定めるものであります。

第3項は、保育料の減額と免除について定めるものであります。

第4項は、保育料に関してその他必要な事項は規則に委任することを定めるものであります。

最後に附則であります。

本条例の施行日につきましては、平成27年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第22号議案 東大和市立保育園設置条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第30 第23号議案 東大和市保育の実施に関する条例を廃止する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第30 第23号議案 東大和市保育の実施に関する条例を廃止する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第23号議案 東大和市保育の実施に関する条例を廃止する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

これまで、保育の実施基準は児童福祉法により、市町村が条例で定めることとされておりました。

このたび、子ども・子育て支援新制度の一環として、児童福祉法が改正され、保育の実施基準は市町村の条例ではなく、子ども・子育て支援法及び同法施行規則に規定されることとなりました。このため、保育の実施基準を条例で定める必要がなくなったことから、本条例を廃止するものであります。

附則であります、この条例の廃止日を平成27年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第23号議案 東大和市保育の実施に関する条例を廃止する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時39分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第31 第30号議案 市道路線の廃止について

○議長（尾崎信夫君） 日程第31 第30号議案 市道路線の廃止について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第30号議案 市道路線の廃止につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、市道の隣接土地所有者から、市道の廃止及び廃道敷の払い下げ申請が提出され、存置する必要がないと認められることから、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するものであります。

廃止する路線は、市道第1577号線で、起点が芋窪6丁目1285番1先、終点が芋窪6丁目1288番1先、幅員は1.82メートルで延長は56.82メートルであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

日程第32 第31号議案 市道路線の廃止について

○議長（尾崎信夫君） 日程第32 第31号議案 市道路線の廃止について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第31号議案 市道路線の廃止につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、市道の隣接土地所有者から市道の廃止及び廃道敷の払い下げ申請が提出され、存置する必要がないと認められることから、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するものであります。

廃止する路線は、市道第1589号線で、起点が芋窪6丁目1385番3先、終点が芋窪6丁目1385番3先、幅員は1.82メートルで延長は26.21メートルであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

日程第33 第32号議案 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長（尾崎信夫君） 日程第33 第32号議案 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第32号議案 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本組合は、東大和市議会議員の公務上又は通勤による災害の補償に関する事務を共同処理するため設置された一部事務組合であります。

このたび、本組合の構成団体である秋川衛生組合が平成27年3月31日をもって解散することとなりました。そこで、本案は本組合を組織する地方公共団体の数を減少させ及び規約の一部を変更するものであります。

なお、一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を要することから御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして、御説明申し上げます。

最初に、別表第1の改正は、構成団体から秋川衛生組合を削るものであります。

次に、別表第2の改正は、別表第1と同様に選挙区の第1区から秋川衛生組合を削るものであります。これにより、本組合を組織する地方公共団体の数は39団体となります。

最後に附則であります、本規約の施行日を東京都知事の許可のあった日とし、平成27年4月1日から適用するものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第32号議案 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第34 第33号議案 東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（尾崎信夫君） 日程第34 第33号議案 東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第33号議案 東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本組合は、東大和市の常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理するため設置された一部事務組合であります。

本案は、先ほど御審議いただきました第32号議案と同様に、構成団体である秋川衛生組合が平成27年3月31日をもって解散することになったため、本組合の組織する地方公共団体の数を減少させ及び規約の一部を変更するものであります。

なお、一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を要することから御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして、御説明申し上げます。

最初に、別表第1の改正は、構成団体から秋川衛生組合を削るものであります。

次に、別表第2の改正は、別表第1と同様に選挙区の第1区から秋川衛生組合を削るものであります。これにより、本組合を組織する地方公共団体の数は37団体となります。

最後に附則であります。本規約の施行日を東京都知事の許可のあった日とし、平成27年4月1日から適用するものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第33号議案 東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第35 第34号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

○議長（尾崎信夫君） 日程第35 第34号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第34号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本委員会は、市の執行機関である公平委員会を共同設置しているものであります。

本案は、先ほど御審議いただきました第32号議案及び第33号議案と同様に、構成団体である秋川衛生組合が平成27年3月31日をもって解散することになったため、本委員会を共同設置する地方公共団体の数を減少させ及び共同設置規約の一部を変更するものであります。

なお、委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の変更につきましては、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項により、議会の議決を要することから御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして、御説明申し上げます。

別表の改正は、共同設置する地方公共団体から秋川衛生組合を削るものであります。これにより、本委員会を共同設置する地方公共団体の数は36団体となります。

附則であります。本規約の施行日を東京都知事へ届出の日とし、平成27年4月1日から適用するものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第34号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第36 第24号議案 平成26年度東大和市一般会計補正予算（第6号）

○議長（尾崎信夫君） 日程第36 第24号議案 平成26年度東大和市一般会計補正予算（第6号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第24号議案 平成26年度東大和市一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成26年度の予算執行も3月末をもって終了となりますが、医療扶助等の増加に伴う生活保護援護事業費や、自立支援医療・補装具給付事業費に係る歳入歳出予算の増額が必要となったこと。また、年度末に向けて予算の執行状況等を精査いたしましたところ、各事業費の歳入歳出予算に増減が見込まれ、被災農業者向けの経営体育成支援事業及び特定緊急輸送道路の沿道建築物等耐震設計に係る助成におきましては、繰越明許費の定めが必要となったこと。さらには、職員の異動等に伴う各科目における職員人件費の増減や、各特別会計の補正予算に伴う繰出金の増額が生じたことにより、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,013万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ305億3,907万6,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、繰越明許費の定めであります。

第3条は、地方債の補正で変更であります。

次に、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

ここでは、各款における主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第2款の地方譲与税は161万3,000円の減額で、地方揮発油譲与税の増額及び自動車重量譲与税の減額であります。

第3款の利子割交付金は1,682万8,000円の増額で、東京都からの決算見込み通知額に基づき、増額するものであります。

また第4款の配当割交付金から第7款の自動車取得税交付金までにつきましても、同様の理由により、それぞれ増額するものであります。

第12款の使用料及び手数料は441万5,000円の増額で、休日急患診療所使用料の増額であります。

第13款の国庫支出金は7,027万9,000円の増額で、障害者自立支援補装具費負担金及び生活保護費負担金の増額等であります。

第14款の都支出金は3,794万5,000円の増額で、保険基盤安定負担金及び認定こども園補助事業補助金の増額等であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

第16款の寄附金は42万4,000円の増額で、一般寄附金及び民生費寄附金の増額であります。

第17款の繰入金金は9,814万1,000円の減額で、財政調整基金取り崩しの減額であります。

第19款の諸収入は420万3,000円の増額で、都営バスの公共負担清算金等の計上であります。

第20款の市債は1,650万円の減額で、起債対象事業費の減等に伴う都市計画道路3・5・20号線用地買収事業費の減額等であります。

4ページをごらんいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の議会費は134万円の減額で、職員人件費の減額であります。

第2款の総務費は58万9,000円の増額で、各科目における職員人件費の増減や各市民センター管理費の増額等であります。

第3款の民生費は1億4,776万1,000円の増額で、国民健康保険事業特別会計等の繰出金及び生活保護援護事業費の増額等であります。

第4款の衛生費は138万6,000円の増額で、休日急患診療所運営費の増額等であります。

第6款の農林業費は418万円の減額で、農業振興対策事業費の減額であります。

第7款の商工費は55万円の増額で、観光推進事業費等の増額であります。

第8款の土木費は646万7,000円の減額で、下水道事業特別会計繰出金等の増額及び都市計画道路3・5・20号線用地買収事業費等の減額であります。

第10款の教育費は163万2,000円の増額で、職員人件費の増減及び教科書・指導書・副読本等購入事業費等の増額であります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第12款の諸支出金は5,020万円の増額で、基金積立金の原資分の増額であります。

次に、6ページをごらんいただきたいと存じます。

第2表 繰越明許費であります。

対象事業の1つ目といたしまして、被災農業者向け経営体育成支援事業に係る助成255万3,000円であります。

2つ目といたしましては、特定緊急輸送道路沿道建築物等耐震設計に係る助成137万円で、合計で392万3,000円の繰越明許費を設定するものであります。

次に、7ページをお開きいただきたいと存じます。

第3表 地方債補正であります。

1の変更であります。起債対象事業費の減額等に伴い、限度額を変更するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○企画財政部長（並木俊則君） これより事項別明細書の説明を申し上げます。

9ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

2款地方譲与税は161万3,000円の減額であります。1項1目1節地方揮発油譲与税は232万7,000円の増額であります。東京都からの決算見込み額の通知によるものであります。

2項1目1節自動車重量譲与税は394万円の減額であります。東京都からの決算見込み額の通知によるものであります。

11ページをお開きください。

3款1項1目1節利子割交付金は1,682万8,000円の増額であります。東京都からの決算見込み額の通知によるものであります。

13ページをお開きください。

4款1項1目1節配当割交付金は3,346万円の増額であります。東京都からの決算見込み額の通知によるものであります。

15ページをお開きください。

5款1項1目1節株式等譲渡所得割交付金は4,478万7,000円の増額であります。東京都からの決算見込み額の通知によるものであります。

17ページをお開きください。

6款1項1目1節地方消費税交付金は9,319万1,000円の増額であります。東京都からの決算見込み額の通知によるものであります。

19ページをお開きください。

7款1項1目1節自動車取得税交付金は85万3,000円の増額であります。東京都からの決算見込み額の通知によるものであります。

21ページをお開きください。

12款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料、1節保健衛生使用料は441万5,000円の増額であります。休日急患診療所使用料は441万5,000円の増額であります。インフルエンザ等の患者数の増に伴うものであります。

23ページをお開きください。

13款国庫支出金は7,027万9,000円の増額であります。

1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は6,265万5,000円の増額であります。

1節社会福祉費負担金は955万1,000円の増額であります。保険基盤安定負担金（国民健康保険分）は591万円の増額であります。交付額の確定によるものであります。障害者自立支援補装具費負担金は364万1,000円の増額であります。自立支援補装具給付費の増に伴うものであります。

3節生活保護費負担金は5,310万4,000円の増額であります。生活保護費負担金は5,310万4,000円の増額であります。医療扶助費等の増に伴うものであります。

2項国庫補助金は762万4,000円の増額であります。

2目民生費国庫補助金は1,174万1,000円の増額であります。

1節社会福祉費補助金は327万4,000円の増額であります。高齢者住宅（ピア芋窪）に係る公的賃貸住宅家賃対策調整補助金327万4,000円の計上であります。

2節児童福祉費補助金は846万7,000円の増額であります。保育緊急確保事業費補助金は846万7,000円の増額であります。東京都の補助金との予算組み替え等によるものであります。

5目土木費国庫補助金、2節都市計画費補助金は550万円の減額であります。社会資本整備総合交付金は550万円の減額であります。都市計画道路3・5・20号線用地買収事業費の減額に伴うものであります。

12目1節がんばる地域交付金は138万3,000円です。がんばる地域交付金は138万3,000円の計上です。交付額の確定に伴うもので、玉川上水駅前に整備しました「東大和市ふれあい広場」の施設整備等事

業費に充当するものであります。

25ページをお開きください。

14款都支出金は3,794万5,000円の増額であります。

1項都負担金、1目民生費都負担金、1節社会福祉費負担金は2,499万2,000円の増額であります。保険基盤安定負担金（国民健康保険分）は2,123万2,000円の増額、次の保険基盤安定負担金（後期高齢者医療分）は194万円の増額であります。いずれも交付額の確定によるものであります。障害者自立支援補装具費負担金は182万円の増額であります。自立支援補装具給付費の増に伴うものであります。

2項都補助金は1,249万円の増額であります。

2目民生費都補助金は160万7,000円の増額であります。

1節社会福祉費補助金は165万円の増額であります。障害者施策推進包括補助事業補助金は165万円の増額であります。地域生活支援事業費の増額に伴うものであります。

2節児童福祉費補助金は4万3,000円の減額であります。養育支援訪問事業補助金は29万2,000円の減額、次の子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業補助金は9万4,000円の減額、次の一時預かり事業補助金は91万7,000円の減額、次の子育て短期支援事業補助金は3万7,000円の減額であります。いずれも国の保育緊急確保事業費補助金との組み替えによるものであります。認定こども園補助事業補助金は122万2,000円の増額であります。対象児童数の見込み増に伴うものであります。病児・病後児保育児補助金は7万5,000円の増額であります。補助単価の改正に伴うものであります。

3目衛生費都補助金、1節保健衛生費補助金は751万7,000円の増額であります。疾病予防対策事業費等補助金は771万2,000円の増額であります。交付額の確定等によるものであります。地域自殺対策緊急強化事業補助金は78万6,000円の計上であります。交付額の確定によるものであります。乳児家庭全戸訪問事業補助金は98万1,000円の減額であります。国の保育緊急確保事業費補助金との組み替えによるものであります。

4目農林業費都補助金、1節農業費補助金は241万2,000円の減額であります。被災農業者向け経営体育成支援事業補助金は241万2,000円の減額であります。対象事業費の減額に伴うものであります。

6目土木費都補助金、2節都市計画費補助金は225万円の減額であります。都市計画道路3・5・20号線用地買収事業費補助金は225万円の減額であります。対象事業費の減額に伴うものであります。

27ページをお開きください。

8目教育費都補助金は802万8,000円の増額であります。

2節小学校費補助金は295万2,000円の増額であります。公立学校施設非構造部材耐震化支援事業補助金は295万2,000円の増額であります。校舎外壁改修工事費に係る交付額の確定等によるものであります。

3節中学校費補助金は507万6,000円の増額であります。公立学校施設非構造部材耐震化支援事業補助金は507万6,000円の増額であります。校舎外壁改修工事費に係る交付額の確定等によるものであります。

3項委託金は46万3,000円の増額であります。

2目民生費委託金、2節児童福祉費委託金は19万5,000円の増額であります。児童福祉施設設置届等の経理事務費交付金は19万5,000円の計上であります。交付額の確定によるものであります。

3目衛生費委託金、1節保健衛生費委託金は26万8,000円の増額であります。大気汚染健康障害者医療費助成制度改正に伴う区市町村臨時交付金は26万8,000円の計上であります。交付額の確定によるものであります。

29ページをお開きください。

16款1項寄附金は42万4,000円の増額であります。

1目1節一般寄附金は22万4,000円の増額であります、説明は省略させていただきます。

3目1節民生費寄附金は20万円の増額であります、長寿社会福祉基金へ積み立てるものであります。

31ページをお開きください。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は9,814万1,000円の減額であります。一般会計補正予算（第6号）の財源調整として、財政調整基金の取り崩しを減額するものであります。

33ページをお開きください。

19款諸収入、5項1目1節雑入は420万3,000円の増額であります。都営バス公共負担清算金は233万3,000円の計上であります。社会資本整備総合交付金（平成25年度繰越事業分）は187万円の計上であります、都市計画道路3・5・20号線用地買収事業の平成25年度繰越事業分に係るものであります。

35ページをお開きください。

20款1項市債は1,650万円の減額であります。

4目土木債、2節都市計画債は1,570万円の減額であります。都市計画道路3・5・20号線用地買収事業債は810万円の減額であります、起債対象事業費の減額等によるものであります。立野地区道路整備等事業債は760万円の減額であります、起債対象事業費の財源調整等によるものであります。

6目教育債、1節小学校債は10万円の増額であります。第四小学校校舎外壁改修事業債は10万円の減額、次の第九小学校校舎外壁改修事業債につきましては、20万円の増額であります、それぞれ起債対象事業費の確定等によるものであります。

2節中学校債は90万円の減額であります。第二中学校校舎外壁改修事業債は160万円の減額、次の第四中学校校舎外壁改修事業債は30万円の増額、次の第五中学校校舎外壁改修事業債につきましては、40万円の増額であります、それぞれ起債対象事業費の確定等によるものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は1億9,013万1,000円の増額で、補正後の予算額は305億3,907万6,000円となるものであります。

37ページをお開きください。

これより歳出の説明を申し上げます。

1款1項1目議会費、1の職員人件費は134万円の減額であります。職員人件費につきましては、この後、各款に出てまいります、ここで一括して説明させていただきます、各款での説明は省略させていただきます。今回の職員人件費の補正は、職員の異動等に伴います給料及び時間外勤務手当等の増減が主な内容であります。

67ページをお開きください。

補正予算給与費明細書であります。

1、特別職におけます下段の比較欄であります、3段目のその他の特別職の報酬は4万8,000円の増額で、郷土博物館の嘱託員に係るものであります。

次のページの2、一般職の（1）総括であります、給与費のうち給料は940万円の減額、職員手当は242万3,000円の減額、共済費は156万円の減額で、合計で1,338万3,000円の減額であります。

69ページをお開きください。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細であります。給料におけます940万円の減額は、職員の異動等により減分で2人分の減であります。また職員手当は242万3,000円の減額で、職員の異動等により減分が524万7,000円、時間外勤務手当の増分が282万4,000円であります。

職員人件費の説明は、以上でございます。

39ページにお戻り願います。

2款総務費は58万9,000円の増額であります。

1項総務管理費は28万9,000円の増額であります。

1目一般管理費は8万8,000円の減額であります。

1の職員人件費は45万6,000円の減額であります。

5の職員福利厚生事業費は36万8,000円の増額であります。説明は省略させていただきます。

6目財産管理費は101万7,000円の減額であります。

5の検査事務費は101万7,000円の減額であります。臨時職員賃金の減額であります。

7目企画費は180万7,000円の減額であります。

6の玉川上水駅関連施設整備等事業は180万7,000円の減額であります。契約差金による工事請負費等の減額であります。

11目文化振興費は200万円の増額であります。

1の市民会館運営費は200万円の増額であります。液晶インフォメーションディスプレイ改修工事費の計上であります。

41ページをお開きください。

13目市民センター費は120万1,000円の増額であります。

2の奈良橋市民センター管理費は20万3,000円の増額であります。非常通報装置更新工事費の計上であります。

また、同様にしまして、5の上北台市民センター管理費の20万3,000円の増額、8の桜が丘市民センター管理費の20万3,000円の増額、10の向原市民センター管理費の27万3,000円の増額につきましても、非常通報装置更新工事費を計上するものであります。

なお、7の南街市民センター管理費の31万9,000円は、光熱水費の増額と非常通報装置更新工事費の計上であります。

2項徴税費、1目税務総務費、1の職員人件費は30万円の増額であります。

43ページをお開きください。

3款民生費は1億4,776万1,000円の増額であります。

1項社会福祉費は7,758万5,000円の増額であります。

1目社会福祉総務費は6,747万2,000円の増額であります。

1の職員人件費は163万円の減額であります。

2の国民健康保険事業特別会計繰出金は3,619万1,000円の増額、4の介護保険事業特別会計繰出金は102万6,000円の増額、5の後期高齢者医療特別会計繰出金は3,188万5,000円の増額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

3目老人福祉費は1万2,000円の増額であります。

9の介護報酬外相談業務等事業費は1万2,000円の増額であります、説明は省略させていただきます。

45ページをお開きください。

4目障害者福祉費は1,010万1,000円の増額であります。

6の自立支援医療・補装具給付事業費は728万2,000円の増額であります、補装具費の増額であります。

7の地域生活支援事業費は281万9,000円の増額であります、給付費等の増額であります。

2項児童福祉費は62万9,000円の減額であります。

1目児童福祉総務費、1の職員人件費は198万円の減額であります。

2目児童措置費は220万5,000円の増額であります。

6の認定子ども園補助事業費は209万2,000円の増額であります、対象児童数の見込み増によるものであります。

7の病児・病後児保育事業費は11万3,000円の増額であります、委託単価の増によるものであります。

47ページをお開きください。

3目市立保育園費は394万7,000円の減額であります。

1の職員人件費は415万円の減額であります。

2の狭山保育園運営費は20万3,000円の増額で、非常通報装置更新工事費の計上であります。

6目児童館費は79万1,000円の増額であります。

1のならば児童館運営費は58万8,000円の増額であります、平成27年度に予定しておりますランドセル来館事業に必要な消耗品費等の増額であります。

5のきよはら児童館運営費は20万3,000円の増額で、非常通報装置更新工事費の計上であります。

49ページをお開きください。

7目学童保育所費は230万2,000円の増額であります。

1の学童保育所運営費は230万2,000円の増額であります、災害時の非常用食料の備蓄に係る消耗品費等の増額であります。

3項生活保護費、2目扶助費、2の生活保護援護事業費は7,080万5,000円の増額であります、医療扶助等の増に伴う生活保護費の増額であります。

51ページをお開きください。

4款衛生費は138万6,000円の増額であります。

1項保健衛生費は138万3,000円の増額であります。

1目保健衛生総務費、1の職員人件費は147万円の減額であります。

4目休日診療費、1の休日急患診療所運営費は285万3,000円の増額であります、医薬材料費等の増額であります。

2項清掃費、1目清掃総務費、1の職員人件費は3,000円の増額であります。

53ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、3目農業振興費、1の農業振興対策事業費は418万円の減額で、対象件数の確定等に伴う被災農業者向け経営体育成支援事業助成金の減額であります。

55ページをお開きください。

7款1項商工費は55万円の増額であります。

1 目商工総務費、1 の職員人件費は10万円の増額であります。

3 目観光費、1 の観光推進事業費は45万円の増額であります。観光キャラクターの「うまべえ」に係る著作財産権購入費の計上であります。

57ページをお開きください。

8 款土木費は646万7,000円の減額であります。

1 項土木管理費、1 目土木総務費、1 の職員人件費は100万円の増額であります。

3 項都市計画費は746万7,000円の減額であります。

1 目都市計画総務費33万6,000円の増額であります。

1 の職員人件費は170万円の減額であります。

6 のコミュニティバス運行事業費は203万6,000円の増額であります。ルート変更に伴うコミュニティバス運行事業補助金の増額であります。

2 目下水道費、1 の下水道事業特別会計繰出金は1,992万6,000円の増額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

59ページをお開きください。

4 目街路事業費、1 の都市計画道路3・5・20号線用地買収事業費は2,772万9,000円の減額であります。用地買収費等の減額であります。

61ページをお開きください。

10 款教育費は163万2,000円の増額であります。

1 項教育総務費は260万円の増額であります。

2 目事務局費、1 の職員人件費は10万円の減額であります。

3 目教育指導費、13 の教科書・指導書・副読本等購入事業費は270万円の増額であります。理科教科に係るデジタル教科書購入費の計上であります。

4 項社会教育費は141万8,000円の減額であります。

1 目社会教育総務費、1 の職員人件費は241万円の減額であります。

2 目公民館費、4 の蔵敷公民館事業費は82万円の増額であります。電気設備機器改修工事費の計上等であります。

63ページをお開きください。

3 目図書館費、3 の桜が丘図書館事業費は12万4,000円の増額であります。臨時職員賃金の増額であります。

4 目郷土博物館費、1 の郷土博物館管理費は4万8,000円の増額であります。説明を省略させていただきます。

5 項保健体育費、1 目保健体育総務費、1 の職員人件費は45万円の増額であります。

65ページをお開きください。

12 款諸支出金、1 項1 目基金費、1 の基金積立金（原資分）は5,020万円の増額であります。長寿社会福祉基金に20万円、施設整備等基金に5,000万円を積み立てするものであります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は1億9,013万1,000円の増額で、補正後の予算額は305億3,907万6,000円となるものであります。

説明を終了させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時25分 休憩

午後 3時36分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第24号議案 平成26年度東大和市一般会計補正予算（第6号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第37 第25号議案 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（尾崎信夫君） 日程第37 第25号議案 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第25号議案 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

年度末に向けて予算の執行状況等を精査いたしましたところ、一般被保険者の療養給付費や人間ドック等受診料助成費の増額が見込まれ、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

1 ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,583万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億5,897万7,000円とするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

1の歳入であります。第3款の国庫支出金は1,749万4,000円の増額で、療養給付費等負担金の増額であります。

第8款の繰入金金は3,619万1,000円の増額で、保険基盤安定制度繰入金による一般会計繰入金の増額であります。

第10款の諸収入は214万7,000円の増額で、指定公費療養費分による雑入の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の保険給付費は5,466万9,000円の増額で、一般被保険者療養給付費による療養諸費の増額であります。

第8款の保健事業費は103万5,000円の増額で、人間ドック等受診料助成費による保健事業費の増額であります。

第10款の諸支出金は12万8,000円の増額で、療養給付費等負担金に係る返還金の増額であります。

以上であります。事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第25号議案 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第38 第26号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（尾崎信夫君） 日程第38 第26号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第26号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

年度末に向けて予算の執行状況等を精査いたしましたところ、流域下水道維持管理負担金の増額や公共下水道管渠布設工事費等の減額、このことに伴う公共下水道建設事業債の減額等が見込まれ、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ709万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,012万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、地方債の補正で、地方債の変更は「第2表 地方債補正」によるものであります。

次に、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

1の歳入であります。第3款の国庫支出金は50万円の減額で、補助対象事業費の減額に伴う国庫補助金の減額であります。

第4款の都支出金は2万5,000円の減額で、補助対象事業費の減額に伴う都補助金の減額であります。

第6款の繰入金金は1,992万6,000円の増額で、一般会計からの繰入金を増額するものであります。

第9款の市債は2,650万円の減額で、起債対象事業費の確定等に伴う公共下水道建設事業債の減額等によるものであります。

次に、3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。第1款の総務費は1,497万8,000円の増額で、消費税及び地方消費税の納付額の確定等による総務管理費の減額と、主に清瀬水再生センターへの汚水量が増加したことに伴う維持管理費の増額であります。

第2款の事業費は2,207万7,000円の減額で、公共下水道実施設計委託料及び公共汚水ます設置工事費等の建設事業費の減額であります。

次に、4ページの「第2表 地方債補正」であります。

1の変更であります。

起債対象事業費の確定等に伴い、公共下水道建設事業の限度額を1億1,080万円から8,400万円に減額し、荒

川右岸東京流域下水道事業の限度額を910万円から940万円に増額するもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じであります。

以上であります、事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第26号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第39 第27号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（尾崎信夫君） 日程第39 第27号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第27号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

年度末に向けて予算の執行状況等を精査いたしましたところ、換地計画等委託料や都市計画道路築造工事費等の減額が見込まれ、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと思います。存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,287万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,506万7,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、債務負担行為補正で追加であります。

次に、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

1の歳入であります。第1款の分担金及び負担金は783万3,000円の増額で、保留地処分価格の増に伴う保留地処分金の増額であります。

第2款の都支出金は90万円の増額で、補助対象事業費の確定に伴う都補助金の増額であります。

第3款の財産収入は1,000円の増額で、立野一丁目土地区画整理事業基金の運用利子による財産運用収入の増額であります。

第4款の繰入金は1億2,170万7,000円の減額で、充当事業費の減額に伴う基金繰入金の減額であります。

第6款の諸収入は10万1,000円の増額で、保留地の貸し出しに伴う雑入の増額であります。

次に、3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。第2款の事業費は1億1,287万3,000円の減額で、平成26年度の事業費の確定等に伴い、立野地区事業費を減額するものであります。

第4款の諸支出金は1,000円の増額で、基金の運用利息分の積み立てによる基金費の増額であります。

次に、4ページをごらんいただきたいと存じます。

「第2表 債務負担行為補正」で1の追加であります。立野一丁目地区換地計画等委託につきましては、事業計画の変更等に伴い、作業期間を平成28年度の換地処分まで延伸することが必要となったことなどにより債務負担行為を設定するものであります。期間は、平成26年度から平成28年度までとし、限度額は1億357万円であります。

以上であります。事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第27号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第40 第28号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（尾崎信夫君） 日程第40 第28号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第28号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

制度改正に伴います介護保険システムの修正委託料の計上など、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ205万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億1,893万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

1の歳入であります。第4款の国庫支出金は102万6,000円の増額で、介護保険システムの修正に係る介護保険事業費補助金の計上によるものであります。

第9款の繰入金金は102万6,000円の増額で、介護保険システム修正委託料の計上による一般会計繰入金の増額であります。

次に、3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。第1款の総務費は205万2,000円の増額で、介護保険システム修正委託料の計上による総務管理費の増額であります。

以上であります。事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第28号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第41 第29号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

○議長（尾崎信夫君） 日程第41 第29号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第29号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成26年度の東京都後期高齢者医療広域連合負担金の確定や健康診査費負担金等の増額など、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,428万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,081万7,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

1の歳入であります。第1款の後期高齢者医療保険料は3,292万8,000円の増額で、特別徴収保険料及び普通徴収保険料の増額によるものであります。

第2款の繰入金は3,188万5,000円の増額で、広域連合納付金に係る療養給付費繰入金、保険基盤安定繰入金、保険料軽減措置繰入金及び健康診査費繰入金の増額等によるものであります。

第4款の諸収入は52万7,000円の減額で、東京都後期高齢者医療広域連合からの健康診査費受託事業収入及び葬祭費受託事業収入の減額等であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の広域連合納付金は6,392万8,000円の増額で、保険料等負担金及び療養給付費負担金及び保険基盤安定負担金の増額や、保険料軽減措置負担金の減額を内容とする東京都後期高齢者医療広域連合への納付金の増額であります。

第3款の保健事業費は135万8,000円の増額で、健康診査費負担金等の増額によるものであります。

第4款の保険給付費は100万円の減額で、葬祭費の減額であります。

以上であります。事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第29号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第42 陳情の付託

○議長（尾崎信夫君） 日程第42 陳情の付託を行います。

2月18日正午までに受理した陳情を、お手元に御配付してあります文書表のとおり、総務委員会、厚生文教委員会及び建設環境委員会に審査を付託いたします。

○議長（尾崎信夫君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで会議の休会について、お諮りいたします。

あす2月25日は会議を休会したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 4時 散会